

平成26年8月

美里町教育委員会定例会会議録

平成26年8月教育委員会定例会議

日 時 平成26年8月22日（金曜日）

午後1時30分開議

場 所 美里町近代文学館 視聴覚会議室

出席委員（4名）

1番	委員	長	佐々木 勝 男 君
2番	委員長職務代行		成 澤 明 子 君
3番	委員		後 藤 眞 琴 君
4番	委員		欠 員〔7月31日辞職〕
5番	教育	長	佐々木 賢 治 君

欠席委員 な し

教育委員会事務局出席者

次長兼教育総務課長	渋谷 芳 和 君
教育総務課長補佐	寒河江 克 哉 君
教育総務課長補佐	今 野 正 祐 君
学校教育専門指導員	佐々木 勝 基 君
教育総務課総務係長	高 橋 博 喜 君

傍聴者 4名

議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 会議録の承認
 - ・ 報告事項
- 第 3 行事予定等の報告
- 第 4 教育長の報告

- 第 5 報告第 3 3 号 平成 2 6 年度生徒指導に関する報告（7 月分）
- 第 6 報告第 3 4 号 区域外就学について
- 第 7 報告第 3 5 号 指定校の変更について
- ・ 審議事項
- 第 8 議案第 1 5 号 美里町立幼稚園保育料等減免規則の一部を改正する規則
- 第 9 議案第 1 6 号 美里町社会教育委員の委嘱について
- ・ 協議事項
- 第 1 0 平成 2 6 年度第 5 回美里町議会定例会について
- 第 1 1 美里町教育委員会の点検及び評価について
- 第 1 2 スクールバスの委託化について
- 第 1 3 学校給食の公会計化について
- 第 1 4 美里町学校教育環境整備方針について
- 第 1 5 基礎学力・いじめ等について
- ・ その他
- 第 1 6 敬老式の出席者について
- 第 1 7 中学校総合体育大会新人戦の出席者について
- 第 1 8 幼稚園運動会の出席者について
- 第 1 9 平成 2 6 年 9 月教育委員会定例会の開催日について

【追加議事日程】

- ・ 協議事項
- 第 1 「美里町小牛田地域学校給食センター基本構想」返却後の取り扱いについて
- ・ その他
- 第 2 教育委員会職員の人事異動について

本日の会議に付した事件

議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 会議録の承認

【追加議事日程】

協議事項第1 「美里町小牛田地域学校給食センター基本構想」返却後の取り扱いについて

【日程変更；以下4件】

第13 学校給食の公会計化について

第12 スクールバスの委託化について

・ 審議事項

第8 議案第15号 美里町立幼稚園保育料等減免規則の一部を改正する規則

第9 議案第16号 美里町社会教育委員の委嘱について

・ 報告事項

第3 行事予定等の報告

第4 教育長の報告

第5 報告第33号 平成26年度生徒指導に関する報告（7月分）【秘密会】

第6 報告第34号 区域外就学について【秘密会】

第7 報告第35号 指定校の変更について【秘密会】

・ 協議事項

第10 平成26年度第5回美里町議会定例会について

第11 美里町教育委員会の点検及び評価について

第14 美里町学校教育環境整備方針について

第15 基礎学力・いじめ等について

・ その他

第16 敬老式の出席者について

第17 中学校総合体育大会新人戦の出席者について

第18 幼稚園運動会の出席者について

第19 平成26年9月教育委員会定例会の開催日について

【追加議事日程】

その他 第2 教育委員会職員の人事異動について

午後1時30分 開会

- 委員長（佐々木勝男君） それでは委員4名が出席しておりますので、これより平成26年8月教育委員会定例会議を始めることにいたします。

日程第1 会議録署名委員の指名

- 委員長（佐々木勝男君） 議事日程第1、会議録署名委員の指名ということで、2番成澤委員、3番後藤委員にお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

日程第2 会議録の承認

- 委員長（佐々木勝男君） 日程第2、会議録の承認ということで、会議録の修正につきましては後藤委員のほうから修正等の指摘が2カ所あったということでございますので、事務局より説明をお願いしたいと思います。
- 教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 委員長よろしいでしょうか。それでは、会議録の修正について説明申し上げます。

招集告示とともに各委員に会議録をお渡しさせていただいております。昨日までに後藤委員のほうから2カ所ほどの訂正の指摘がございましたので、この場で報告させていただきまして、皆様の御承認をいただければと思っております。

まず、7月10日の臨時会の会議録でございます。ページ数で申し上げますが、20ページでございます。上から4行目でございますが、そちらに「教育委員関係者の見識を町民が疑うものと同然」と記載してありますが、これは打ち間違えでございまして、「当然」でございます。そのように修正させていただきたいと思っております。

続きまして、ページ数では25ページでございます。下から8行目でございますが、「全てその基本構造」と記載してありますが、これは「基本構想」です。打ち間違いでございますので、「基本構造」を「基本構想」に修正させていただきたいと思っております。

その他、各委員からは御指摘点はございませんでした。

以上の修正でお認めいただけるように皆様方にお計らいをお願いしたいと思います。

- 委員長（佐々木勝男君） ただいま2カ所の点がございました。本日までに、何かほかに修正箇所があればお示しいただきたいと思えます。

また、私のほうから確認させていただきたいのですが、7月10日の会議録の16ページ上から12行目かな、ここで「もう6時を過ぎていましたので定例会を閉会して、『議員』さん方が自

宅に戻られた」とありますが、これは「委員」の打ち間違いだね。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） はい、「委員」でございます。修正をお願いします。

○委員長（佐々木勝男君） そのところがありましたので、訂正お願いしたいと思います。

以上でございますが、そのほかはございませんね。

（「なし」の声あり）

それでは、そのほかにはなしということでございますので、会議録は承認ということになりました。よろしくお願いしたいと思います。

次に、報告事項に入る前に、議事日程の追加を提案いたします。

議事日程の追加について

○委員長（佐々木勝男君） 8月の招集告示後に追加の議事がありましたので、議事日程の追加を提案します。美里町教育委員会会議規則第8条の規定により、会議の議事日程は委員長が定めることになっており、追加がある場合は会議に諮って決定することになっておるので皆様にお諮りいたします。

昨日21日、以前より依頼しておりました美里町小牛田地域学校給食センター基本構想の返却について、相澤町長より基本構想をお返しいただきました。教育委員会としましては、返却後の取り扱いを再三協議検討してきましたが、町民への周知と謝罪を行うための協議が改めて必要と考えております。

よって、配付された追加議事日程にある協議事項追加日程第1、「美里町小牛田地域学校給食センター基本構想返却後の取り扱いについて」は、議事日程の報告事項の前に行いたいと思います。

また、その他追加日程第2、教育委員会の人事異動については、8月人事異動の報告と9月人事の内部異動をお伝えしたいので、日程第19の「9月教育委員会定例会の開催について」終了後に行いたいと思いますが、委員の皆さんよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

では、ご異議なしと認めますので、議事の追加は決定いたしました。

また、日程第5、報告第33号 生徒指導に関する報告から日程第7、報告第35号 指定校の変更までは個人情報を含む報告事項となりますので、秘密会扱いとすることについてはご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

では、異議なしと認めます。報告第33号から第35号までは秘密会扱いといたします。傍聴者の皆様につきましては、その際一時退場をお願いすることにしますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、報告事項の前の段階で追加議事日程を入れることに確認しておりますので、追加の協議事項を入れることとなります。

【追加議事】

協議事項日程第1「美里町小牛田地域学校給食センター基本構想」返却後の取り扱いについて

○委員長（佐々木勝男君） それでは、追加議事日程、協議事項「美里町小牛田地域学校給食センター基本構想」返却後の取り扱いについて、事務局から説明をお願いしたいと思います。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） それでは、追加議事日程、協議事項日程第1「美里町小牛田地域学校給食センター基本構想」返却後の取り扱いについて説明申し上げます。

ただいま委員長より報告がありましたように、昨日本庁舎において、本年5月30日付文書で返却依頼をしておりました美里町小牛田地域学校給食センター基本構想を町長より返却いただきました。

本年5月13日付文書により、町長より指摘がありました1点目の「これまで大きな物議を醸したことについて」、2点目の「町民の方々に対し迷惑をかけたことについて」、3点目の「町議会議員の質問に対する答弁の責任の所在について」、さらには「平成26年第3回町議会定例会での委員長及び教育長の基本構想取り下げ後の活用発言について」、これまで指摘を受けたことを真摯に受けとめ、また町議会での答弁内容を確認し、反省し話し合わせ、改善策等を文書にまとめたものを町長に、7月22日に提出いたしておりましたが、その文書をお手元に配付いたしております。改めて御確認をいただきたいと思ひます。

これで小牛田地域学校給食センター基本構想問題の総括ができたと思ひますが、基本構想が返却され、まだ総括していないことや協議不足なことがありましたならば、委員の皆様から御意見をいただきたいと思ひます。

また、お手元に9月15日に発行されます「広報みさと」に掲載する小牛田地域学校給食センター基本構想問題の町民の皆様に対する謝罪文の原稿を配付いたしております。あわせて御協議をいただきたいと思ひます。

返却されました基本構想を確認いただきたいと思ひます。

○委員長（佐々木勝男君） ただいま文書返却ということで、相澤町長から8月21日付で委員長

宛てにありました文書につきまして、原本を回覧いたしますので見ていただきたいと思いますので、今から若干時間をとります。

委員の皆さん、ただいま返却をいただきました文書を回覧させていただきましたが、御確認いただけましたでしょうか。

(「はい」の声あり)

それでは事務局のほうから大きくは2点、委員の皆さんからの御意見をいただきたいと、そして協議をお願いしますということでございますので、まずは1点目、皆さんのほうには写しとして美里町小牛田地域学校給食センター基本構想に係る問題について(報告)ということで、これは7月22日付で相澤町長宛てに委員長から提出いたしました文書です。「記」の下には大きくは4点、1点目は「これまで大きな物議を醸したことについて」、2点目は「町民の方々に対して迷惑をかけたことについて」、3点目は「町議会議員の質問に対する答弁の責任の所在について」、4点目は「平成26年第3回美里町議会定例会での委員長及び教育長の基本構想取り下げ後の活用発言について」、この4点について教育委員会で協議してまとめたことを町長宛てに提出いたしました。協議し、そして改善策ということで取りまとめたものでございます。これは総括ということにして提出したわけでございます。

本日、文書を返却されたそのことをもとにして、7月22日に提出した総括のほかにもまだ総括することがあるかないかということで、委員の皆さんから御意見をいただきたいと思いますが、どうぞ。

○2番委員(成澤明子君) 済みません、ちょっと質問なのですけれども、8月21日、きのう町長より小牛田地域学校給食センター基本構想というものが返却されたわけなのですけれども、これで町長さんのもとには一切の基本構想についての文書はないということではないでしょうか。1通も存在しないのかどうか。

○委員長(佐々木勝男君) では、事務局のほうから。

○教育次長兼教育総務課長(渋谷芳和君) 前に構想を2回提出しておりまして、それを取り下げしております。ですから、平成24年12月27日に提出した基本構想以外は残っておりませんので、町長のもとには当然残っていないということになります。以上です。

○委員長(佐々木勝男君) よろしいですか。

○2番委員(成澤明子君) はい、わかりました。

○3番委員(後藤眞琴君) この議題、これ以外にないかということで、町長さんに出したそれ以外にないかと。これを提出したのは、何回もこの教育委員会で議論をしまして、こういう形

で取りまとめましたということで報告されて、町長さんは「ああこれでわかりました」と、「わかりましたから返却します」ということになったわけですね。それをどうして改めて、これに追加する事項がないかということをしなければならないのか、よくわからないのですけれども、何か町長さんから注文でもつけられたのですか。

○委員長（佐々木勝男君） 注文というよりは、「返却いたします」と。そして、教育委員会としては受け取ったと。その返却をいただいた後、教育委員会としてはそれを受けて、やっぱり確認すべきことは確認したほうがいいでしょうというようなことで、そういうような意見をいただいたところです。

それを受けて、返却された文書で、教育委員会としては7月22日付で総括したことや、さらにもしあるとすれば出していただいて。なければ7月22日付で出したことについて、そこで総括しているのだからそれ以上はないということであればそういうことを確認したいなと思いついて、このことについて委員の皆さんに意見を求めたいということで、本日は協議事項案件として示したわけでございます、どうぞ。

○3番委員（後藤眞琴君） この教育委員会でみんなで議論をして、報告をこういうふうにしなうということになりましたので、今から追加とか変更はあえてしなくてもいいのでないかと考えます。

ただ、もし忘れたというのだったら、この委員会において確認しておいてもよろしいかとは思いますが、それ以上のことはしなくてもよろしいのではないかと思います。

○2番委員（成澤明子君） 同じです。

○委員長（佐々木勝男君） 教育長さんのほうから。

○教育長（佐々木賢治君） きノウ、私も同席させていただきました。いま後藤委員さん、成澤委員さんからいただいたとおり、これが私たちにとって総括した文書で、町長にお願いをして返却いただいたと。

それで、きノウの町長の話の中に、新聞記事にも出ていますけれども、教育委員会へのお願いといいますか確認してほしいということで、こういうようなお話がございました。「教育委員会としてしっかり議論を重ねて、今後教育行政を推進するに当たり、しっかりとした方向性を決めてほしい」と。そして、「町民の皆様の意見、町との信頼関係を念頭に入れて、教育行政に当たってほしい」と、「そういうことをぜひ返却後、教育委員会で確認をし、さらに追加があれば、ちょっと足りなかったのかなということがあれば協議してほしい」という、そういうお話がございました。それで、委員長がそれを受けて今のような話になったと思います。

私自身も4点について、十分皆さんと意見を重ね協議しまとめたものであるし、あるいは言葉だけにならないように、やはり実証していくといえますか、努力をしていかなければいけないというふうに今でも反省しております。以上でございます。

○委員長（佐々木勝男君） それでは、それぞれの委員の皆さんから御意見をいただいたわけですが、7月22日付で町長宛てに提出いたしました美里町小牛田地域学校給食センター基本構想に係る問題について（報告）ということで、大きくは4点にわたって総括いたしましたことの内容以外には、つけ足す、追加することはないということで受けとめてよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

それでは、7月22日付で相澤町長宛てに提出いたしました大きく4点にわたる総括ということで、これをもって教育委員会の総括ということにしたいと思えます。

○教育長（佐々木賢治君） つぎに次長から提案があった町民の皆様への周知の方法、内容、その協議を先にいただきたいのですが。

○委員長（佐々木勝男君） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

それでは、9月お知らせ号ということで、広報みさと原稿について、案「小牛田地域学校給食センター基本構想について」ということで案を示されてございますので、朗読をお願いします。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） では、資料を朗読させていただきます。

9月お知らせ号広報みさと原稿、（案）小牛田地域学校給食センター基本構想について。

小牛田地域の学校給食施設をセンター化とする基本構想は、8月21日に町長から返却されました。教育委員会では、多くの問題点を指摘されたこの基本構想を白紙とすることにしました。

このことで町民の皆様にご不信感を抱かせ、御迷惑をおかけしたことを深くおわび申し上げます。今後は、町民皆様のご意見を真摯に受けとめながら、教育行政に対する信頼の回復に努めるとともに、将来を見据えた学校教育環境整備方針の策定や子どもたちの学力向上、健全育成に取り組んでいきますので、町民皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長（佐々木勝男君） ただいま事務局のほうから朗読いただきました。文書をそれぞれの委員に確認をしていただいて、御意見をいただきたいと思えます。どうぞ。

○3番委員（後藤眞琴君） これ、何も知らない人が読んだら何のことを言っているのか全然わ

からないですね。知っている人だけがわかる。これ、「基本構想が8月22日に町長から返却されました」と。黙って返却されたわけではないのですね。返却されるまでのいきさつがいろいろありますよね。それが全然なくて、あれ、何で返却されたのかなと。「教育委員会で大きな問題を指摘されたこの基本構想」、「大きな問題」とは何の問題だと。

これでは、さっきのことにかかわりますけれども、教育委員会は反省しているのかと。これでは本当にわからない。「このことで」と、「このこと」とはどのことを指すのですか。「このことで町民の皆様には不信感を抱かせ」と。

それで、「今後は」と、その段落部分はいろいろ説明があったこととかを読み取ることはできると思いますけれども、上のほうは今までのいきさつをある程度誰でもわかるように文章化しないと、また教育委員会ではこの町長に出した報告、そういうのを本当に踏まえているのかというふうに誤解される余地は十分ある文章ではないかというふうに、僕はいま読んでだけでそういう印象です。

それから、この基本構想について今までの経緯をほとんどわからない人が読んでみて、この文章でわかるかと意見を聞いたら、これをわかったとしたら大したものだなと。みんながわかるように、もしわからない部分があれば、きちっとわかるように教育委員会として説明する責任はあると思います。

○委員長（佐々木勝男君）　どうぞ。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君）　いま後藤委員さんがおっしゃるように、これまでのいきさつがないと。この構想問題を知っている方でなければ、この広報を読んで理解することができないというような意見を頂戴しました。確かに言われているとおりだと思います。

それで、この辺もう一度こちらのほうでそのいきさつ、それからこのことについて問題点が何かということが確かにわかりませんので、その辺一回持ち帰って検討させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○3番委員（後藤眞琴君）　そのときに、町長さんに出した前の返却願いのものと、これを出した報告がありますね、具体的なものが。町長さんに指摘されたきょうの資料がありますから、それを踏まえた形できちんと説明してほしいです。それでないと整合性がありませんので。自分たちが町長さんにこういうことで返却願いを出して、町長さんから了承を得て、それで返却してもらいました。それは誰が読んでも、ほとんどわからない人が読んでもわかるようにしていく。そのためには、もう一度繰り返しになりますけれども、返却願いを出した文書ときょういただいたこの報告書、それを踏まえた形で文章化してください。それをきちっとやっていた

だきたいと思います。

- 教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 本来であれば、10月号の広報にもうちょっとスペースをとりながら掲載したいなと思っていたのですが、やはり8月21日に返却を受けて10月号の広報というのでは当然遅くなりますので、一番近い広報というのは9月15日号で、ページ数がそんなにない広報紙になりますので、とりあえず9月15日号については概略についてお知らせをしながら、10月1日号で詳しく町民の方に周知という形ではどうでしょうか。

スペースの関係がございまして、詳しく掲載できないという事情もありますので、その辺は10月号で詳細にこれまでのいきさつ等を含めた詳しい内容をお知らせするという形でどうでしょうか。

早く町民の方には返却されたということを知りたいというのが、事務局の考えでありますので、その辺で2段構えという形で協議いただきたいと思います。

- 委員長（佐々木勝男君） 事務局のほうから、9月15日の広報につきましては概略ということで、詳細については10月1日に発行される広報ということで、2回にわたって載せたいということではいま事務局のほうから説明があったわけですが、委員の皆さんいかがでしょうか、どうぞ。

- 2番委員（成澤明子君） 一つは、やっぱりいち早く、気になっている町民の皆さんが大勢いらっしゃるわけだから、こういう経緯があったと新聞では報道されたけれども町当局から何も無いということはちょっと不都合だと思いますので、早い機会に知らせるということは本当に大事だと思います。それで9月15日のお知らせ号で、簡単に、例えばおわび申し上げますなどの文章にするとしまして、あと「詳細については」という一言をつけ加えて10月に載せるという方向は、おっしゃったとおりで、わかりやすいのではないかなと思います。

- 3番委員（後藤眞琴君） やむを得ないと思うのですけれども、ただそのときにも教育委員会として出すわけですね。そうすると、その概略のところをどういう概略文にするのかということも重要なところですね。そうすると、その概略の部分もきちっと前もって教育委員会が了承するような形をとらないと、またきょう出したようなこういう形で概略をするのだったら、まずこっちが言おうとしているものが町民には伝わらないと思うのです。

伝わらないというならば、知らせても知らせなくても同じだということになってしまうのですね。ですから概略もちゃんとわかるように、そして細かい点は説明しますというふうにしないと。ですからその辺のところは概略文も改めて協議するのかもしれないのか、今日ここで決めてやらなければならないですね。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 済みませんが、休憩をいただいてよろしいですか。

○委員長（佐々木勝男君） 暫時休憩します。

午後2時10分 休憩

午後2時15分 再開

○委員長（佐々木勝男君） 休憩前に引き続いて、協議をいたします。

それでは、事務局のほうから提案いただきました9月お知らせ号、広報みさとの原稿についてということで、いま協議を進めておりました。

それで、今度の概略につきましては、9月15日にお知らせということで、広報の文言については小牛田地域学校給食センター基本構想について（案）ということで、このような文字数でもってお知らせをし、そして詳細については別紙を挟み込むというようなことで、いま話を進めてきておるわけですが、ただお詫びの文についてはもう少し中身を検討してほしいということで委員の皆さんからご意見をいただいております。さらに、私のほうからお話ししましたことについて、ご意見をいただき、そしてまとめていきたいと思っております。

今、小牛田地域学校給食センター基本構想についてという文章案の中で、どうしてもこの文言はやっぱり入れる必要があるとかいうことで、これを再度文章化して、あと委員の皆さんにはお示しし、そして確認をするというようなことになると思いますが、どうぞ。

○3番委員（後藤眞琴君） 今すぐと言われてもなかなか難しいかと思うのですが、まず最初の文章です。「小牛田地域の学校給食施設をセンター化とする基本構想は、8月21日に町長から返却されました」。ここだと、どうして返却されたのかということが何も書かれていないので、何のことかまずわからないというのがある。この限られた語数の中で、それがある程度わかるようなものにして、それで「教育委員会では多くの問題点」というのも、例えばこれこれなどとして、「などの問題点」とかいうふうに直す。よって、基本構想のいきさつはこのようにされたのであると。そして、どうして白紙としたのか。これだったら本当にわけがわからない。ですから、その辺のところを全面的に書きかえなければならないと思うのですね。それから、「このことで」というのは、ちゃんと前のところからわかって「このことで」というふうにしなないと、これだったら何のことかもわからないですね。ですから、その2つの段落ですか、かなり難しいだろうと思うのですけれども、この限られた語数、文字数の中で整理する。

それで詳しいことは、「別紙で説明します」とかいうふうな形にして、皆さんで考えてもらいたいと思うのですけれども。

- 委員長（佐々木勝男君） ほかにご指摘をいただくところはございませんでしょうか、教育長。
- 教育長（佐々木賢治君） ここで広報に載せる文章について協議していただくのもいいのですが、大変難しいと思うのです。限られた文字数でもあるので。一旦事務局にお戻しいただいて、ただ広報だけ一応確認いただきたいのですが、その要約したものを載せて、詳しくはチラシ、休憩中に事務局がいわゆるチラシ折り込みで詳しい説明資料をつくと話しました。
- その部分だけお認めいただければ、その方向で作業を進めさせていただきたいと思います。もちろん広報に載せる前には、何らかの方法で、臨時にお集まりいただくか、ファクス等でやりとりか、ここで何とも言えないのですが、ただ期日があるのですね。広報締め切りの期日はいつまでになりますか。
- 教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 9月15日号の広報の締め切りは、今月の最終金曜日となります。
- 3番委員（後藤眞琴君） 何日になりますか。
- 教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 来週の金曜日ですから、29日になります。29日までに広報の原稿は締め切りということで指示を受けております。ですので、その広報に載せるか載せないかの判断も当然その日までになってきます。
- 教育長（佐々木賢治君） あと1週間ですね。
- 教育総務課長補佐（寒河江克哉君） はい、いま教育長が話したとおり、再度お集まりいただくということでなく、きょう広報に載せることについてはお認めいただけると。内容につきましては、委員さん方との電話、ファクス、メール等のやりとりの中で決めさせていただくことであれば、間に合うのではないかと思います。
- 委員長（佐々木勝男君） お詫びについては9月、詳細についてはその次の号に盛り込むということですか。
- 教育総務課長補佐（寒河江克哉君） ですから、それをきょうこの場で決めていただければありがたいかと思っております。9月15日号のお知らせ版とともにそのチラシも配布するのであれば、この場で方向性を決めていただければ、その準備に入っていきたいと思っておりますし、それはまた10月の広報でというのであれば、まだ時間に余裕があるかとは思っております。9月15日号の広報にも載せ、かつその広報に折り込む、もしくはその広報とともにチラシとして町民の方々におわび申し上げるというのであれば、この場でその方針は決めていただきたいと思っております。文言云々につきましては、先ほど言ったような方法でも皆様方とのやりとりは可能かと考えております。

○委員長（佐々木勝男君） ちょっと確認ですが、今2つ出まして、9月にお詫び文とチラシと
というのが1つの考え方。それでもう1つの考え方は、10月の場合は折り込みと。詳細の部分に
ついて広報の中に入れることができるのですか、それとも折り込みになるのですか。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 折り込みとなりますと、それは広報の一部と考えますの
で、これはまた町長部局との協議が必要になってくると思われま。

○委員長（佐々木勝男君） 協議ということですね。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） はい。教育委員会の発行するチラシとなれば、総務課と
の文書担当との協議で済みますけれども、広報の一部としてその記事を載せる、折り込むとい
うことになれば、最終発行責任者である町長との協議が必要です。

ただ、教育委員会として町民の方にチラシを配布するというのであれば、総務課の文書担
当とのやりとりだけで済むかと思えます。

○委員長（佐々木勝男君） 考え方は2つ出ております。委員の皆さんから確認をしていきたく
と思えます。どうぞ。

○3番委員（後藤眞琴君） これは同時に出したほうがいいのでないかなと思う。それには最初
の文書の概略については、改めて事務局の中で文書化したものを、各委員さんにファクスでや
りとりして、それをまとめていただいて、最終案を少なくともお知らせ願いたいです。

それから、詳細については、僕はこれを全部トータルして、最初お願いしてきたらこうだ
つと、それでこうだったから町長から返事がこういうものが来たと、それで改めてこういうも
のを出したという、そのいきさつを簡単に説明して、それを全部載せる。それで、配布の仕方
ですけれども、これは教育委員会が町長にお願いして、ぜひこれは広報の一部として住民の方
に配布してもらいたい。教育委員会独自にやるといいますと、教育委員会が配布しなければな
らないというようになりますので、配布は区長を通して全部やりますので、広報の一部でない
としたら配布をまた別に考えなければならなくなりますよね。ですから、これは教育委員会が
町長さんとのやりとりの中でこういういきさつになったことを、ぜひとも広報の一部として早
急にお知らせしたい。そのやりとりやお願いしたことを町民に知らせる。そういう形で、住民
に理解いただき、誤解されないような形でお知らせするというふうにしていただければと思
います。

○委員長（佐々木勝男君） 後藤委員の意見は、同時に出すと。

○3番委員（後藤眞琴君） 同時に、難しくはないと思います。

○委員長（佐々木勝男君） それで、9月15日のお知らせ号で出す場合は、枠を決められた中の

謝罪文で、あと詳細にわたったチラシを添えて、広報の一部として認めていただくという。

ちょっと一旦休憩いたしまして、事務処理上のことを確認したいと思いますので、暫時休憩とします。

午後2時30分 休憩

午後2時36分 再開

○委員長（佐々木勝男君） それでは、休憩前に引き続き協議をいたします。

後藤委員のほうから、同時に広報のほうに出してほしいというような意見をいただいたわけですが、事務局としてどのように考えていますか。どうぞ。

○教育長（佐々木賢治君） 今、休憩をいただいたところでちょっと事務的な打ち合わせをさせていただきましたが、今回のお話しされている目的は、1つは、もう早くお知らせをしたいと、町民に。もうマスコミ等にも大々的にされておりますので、教育委員会としても早くこの返却いただいたことを何らかの方法でお知らせをしたいと、それが1つ。

それから、2つ目がやはり後藤委員さんが言われたように、誰が見てもわかるように、関係資料などを、その2点でまとめていただきたいと思えますし、方法としてきょうお示したこの文書だとだめだとおっしゃるので、それでその部分についてはもう一回事務局で早速作業に取りかかります。来週の金曜日までの締め切りのようなので、その中で限られた文字数で、かつわかるようにするということが大変難しいのですが、努力します。そして、委員さん方に何らかの方法でお伝えし、確認をとり、そしてあと詳細説明については教育委員会としてもチラシで広報と一緒に区長さんをお願いをします。それは可能だと思います。というのは、学校便りなどもその学校区の区長さんをお願いをして、全戸配布などもやらせていただいております。1つの手法として多分可能なのかなと、広報として。また、中身についてはこういうものを折り込みますということ、もう一度委員さん方に確認をしてやらせていただければと思います。

なお、補足的な部分だとか、課長からお願いします。今の私のお話に補足があれば。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 特に補足の部分はないのですが、やはり今教育長が言われたように確実に9月15日に町民の方にお知らせできるのであれば、9月15日のお知らせ号には小さいスペースになりますので、先ほど事務局から提案いたしました内容を訂正して、委員の皆様から確認をとって載せたいですし、また教育委員会がつくったA4版のチラシで詳しい内容について町民の方にお知らせできれば、一番確実な方法ではないかということで考え

ております。以上です。

○委員長（佐々木勝男君） いま教育長のほうから、あとそして事務局のほうからお話がありましたように、早くお知らせをしたいと。そして、わかるようにということの2点でもって、お知らせする。

方法としては同時ということ、9月につきましては、お詫びの文については枠が決められた中で修正をして、わかるように文言を直していきたい。それをあと各委員の皆さんにも確認をしていただくということが1つ。そして、詳細についてはA4版の中で詳しく書いて伝えた文書を9月のお知らせ号の中に示したいということでございますが、この辺でよろしいでしょうか。どうぞ。

○3番委員（後藤眞琴君） その詳しいところなのですからけれども、これは先ほど私が述べましたように、こちらでお願いしたもの、町長さんに返却をお願いしたそれに対して町長さんからこういうふうにしなさいというものが来ましたね。それに対して、今度は報告という形で、それをそのまま載せて、その間に教育委員会として読む人がわかるような格好で説明しなければならぬところは説明するというふうにして、住民にお知らせしたらどうかというふうに思っています。

○委員長（佐々木勝男君） その内容はどうかということですね。

○3番委員（後藤眞琴君） はい。そういうふうにしたらどうかと。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） もう一回確認なのですが、出した文書をそのまま掲載すると。

○3番委員（後藤眞琴君） はい、そのまま。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 5月の文書ですか。

○3番委員（後藤眞琴君） お願いした文書、ありますね。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） はい、5月12日に返却依頼して、5月13日に町長から返ってきた文書ですか。そのままのを掲載すると。

○3番委員（後藤眞琴君） はい。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） そのままを掲載するのですか。そうするとチラシは3枚か4枚ぐらいになってしまいますが。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 済みません、休憩をお願いします。

○委員長（佐々木勝男君） 確認のため、休憩とします。

午後2時43分 休憩

午後2時56分 再開

○委員長（佐々木勝男君） 再開します。休憩前に広報にお詫びの文章、そして詳細の資料ということで、同時に町民の皆さんに示したいということで意見がまとまってきております。

それで、その示し方についてのことで事務局のほうで確認をとることがございましたらお願いしたいと思います。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） それでは、教育委員会で作成するチラシについては、平成26年7月22日付け、美教総第722号の町長宛ての文書、これを全て掲載すると。そして、これを見ますと3ページぐらいになりますので、A3の見開きにしますとA4で4ページになりますので、最後のページには平成24年12月27日に基本構想を町長に再提出してからの経緯を掲載したほうがわかりやすいのではないかと考えておりますので、ご協議いただきたいと思います。以上です。

○委員長（佐々木勝男君） それでは、詳細の資料についての説明ということで、平成26年7月22日付の町長宛ての文書についてを全文掲載。そして、経緯についても載せるということで、A3の裏表4ページにわたって載せるということで、事務局のほうから説明をいただきました。そういう内容でよろしいでしょうか。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 挙手で確認をお願いします。

○委員長（佐々木勝男君） 確認いたします。それでは、同時に町民の皆さんにお知らせするというので、1つはお詫びの文章につきましては、広報で枠の決まった内容のものの配布と。

そして、詳細については別刷りのものとしてA3の資料を配布。そのA3の裏表に入るものにつきましては、平成26年7月22日付け町長宛ての基本構想に係る問題についての報告文の全文を入れると。さらに、これまでの経緯について付記し、そして4ページにわたって詳細のものをつくったものをお示しするというのでございます。

このことについて、賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

では、全員賛成ということでございますので、9月の広報お知らせの中にはお詫びの文、そして詳細についてはA3裏表の資料を添えるということに決しました。ありがとうございます。

先ほど事務局のほうから提案説明をいただいた大きく2点については以上でございますが、そのほか事務局のほうで補足することはございませんか。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） ございません。

○教育長（佐々木賢治君） すいません。今の件で、返却いただいた基本構想の保存、保管というのですかね、これはいわゆる「封印」という表現がふさわしいかどうかわかりませんが、その保管の仕方について、事務局で本庁文書係と確認できておりますね。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） その辺は、まだ確認はしていません。

○教育長（佐々木賢治君） 保管の仕方です。これはもう使わないということなので、ただ30年保存が必要だと聞いております。文書係との確認の上、その方法等について後ほど連絡申し上げますので、事務的なものです。よろしくお願いします。

○3番委員（後藤眞琴君） 委員長、今の件についてよろしいですか。僕はいろいろな本を今読んでいる最中なのですけれども、教育委員会は町長部局から独立していると謳っていますよね。そうすると、教育委員会に関係する書類の保存の仕方、それも教育委員会としてある程度ルールみたいなものをつくらなければならないと思うのですよね。この美里町教育委員会では、ないのでないかと思うのですね。

それで、町には前にお話しした文書規程というがあって、それで僕が確認したのは、それまでの経緯、町の文書規程に準ずると、そういう確認のもとで保存というふうな言葉を使ったらいいのでないかと思えます。そうすると、もう一度ここでそういう教育委員会が独立しているのか、本当に完全に独立しているのかどうかという、見直さなければならないという形で、そこまで独立しているのだとしたら、教育委員会で文書をどう扱うのかという規定もつくっておかなければ、ある意味ではならないのかもしれないですよね。それがありませんから繰り返しになります。町に準ずるという形で、30年保存と。

そうしたら、「封印」なんていう言葉は使っていないのですね。それで、その「封印」という言葉を文字どおりにとったらだめなわけです。もう誰もあけられない形にして、それで情報公開で見せてくださいというような形になった場合には、封印されているから見せられないというふうになってしまうと思うのですよね。ですから、町の文書規程に準ずるようにしたら封印はないのだから、情報公開があつたら公開できるようにしておいたほうが僕は望ましいのではないかと思えます。なぜかという、情報公開法ですか、あれを見ますと、基本的には情報を公開するのだと。やむを得ない場合には公開しないこともあり得ますよという法律なのです。

ですから、教育委員会としてはできる限りの情報は公開するのだということなので、「封印」などしないで、規定に則って保存し保管していくという格好で、やっぱりいかがでしょうか。

○委員長（佐々木勝男君） そうすると、町の文書規程に準じて教育委員会も文書の取り扱いについてはきちんと定めておく必要があるというような意見でございますか。

○3番委員（後藤眞琴君） 町に準ずるのだということを、ここを改めて確認した上で、今度返してもらったものも、そのようにするのだということを確認しておいたほうがよろしいのではないかと思います。

○教育長（佐々木賢治君） どうもありがとうございました。今の件について、今日ここで協議すると、時間が大分押していますので、事務局でもっと整理させていただきます。勉強不足で大変申しわけないです。

○3番委員（後藤眞琴君） 法律のことですので、よろしくお願いします。

○教育長（佐々木賢治君） はい。

○委員長（佐々木勝君男） 文書の取り扱いについて事務的なことがございますので、次回以降に事務局から提案していただくということでよろしいですね。

保存につきましては30年保存ということですが、前もって委員の皆さんに確認してございますので、そのことについてはご了解いただいたものと思います。

それでは、追加案件の日程第1「小牛田地域の学校給食センター基本構想返却後の取り扱いについて」の協議は、その他はございませんね。

○3番委員（後藤眞琴君） 委員長、さっき休憩時間に申し上げたことですが、お渡しした大崎タイムスの記事、やっぱり誤解を招くのではないかと思いますので、皆さん持っていますか。

○委員長（佐々木勝君男） はい、持っています。それでは、後藤委員のほうから説明をいただきたいと思います。

○3番委員（後藤眞琴君） 先ほど述べたことですが、修正案を一昨年12月末に提出したことが、ことし2月「構想反対派の委員」が、これはどうも僕みたいなのですけれども、就任したことで白紙化したと。5月に町長に対して3回目の基本構想の返却を行ったと。

それで「加速化」というところ、それから「構想反対派」というその決めつけ方、この辺のところではこれはかなり誤解を生む文章ではないかと思いますので、僕としてはこれを書いた大崎タイムスに注意をしていただければありがたいと思います。

その理由としては、「構想反対派」と、僕は特別反対しているわけではないのです。反対せざるを得ないからこういうことだと教育委員会の中でお話しして、皆さんと協議してきたわけで、ですから、構想反対派の委員を指名したことで、構想反対派をわざわざ町長さんが選んで、議会も選んで、そういう読み方もあるようになってきますよね。それでそういう誤解を与えると。そうすると次のところ「白紙化に向けた動きが加速」と。それでは教育委員会として、み

んなで話し合ったが、他の教育委員さんは構想反対派の委員の言いなりになったというような誤解を生む文章でもあるのではないかと。その辺のところ、どうしてこういうふうな文章になったのかなと。

ですから、誤解を生みますので、いま言ったようなことを説明されて教育長、いやこれは町教委だから教育委員長さんですね。このところをこういう誤解を生むからということで注意していただければ。お願いしたいのですけれども、どうでしょうか。

- 委員長（佐々木勝男君） 抗議ということになりますか。
- 3番委員（後藤眞琴君） 抗議ですかね、注意ですか。何か記事にするときには、きちっと事実関係を押さえた上で、誤解を生まないような記事を書いてくださいと。これでは誤解を生むので。
- 委員長（佐々木勝男君） 抗議というよりも、誤解を生まないようにお願いしますと、お願いですね。
- 3番委員（後藤眞琴君） もっと強く言えば抗議になってしまう。
- 委員長（佐々木勝男君） 強く言えば抗議です。
- 3番委員（後藤眞琴君） それで、皆さんの意見を伺いたいと。
- 委員長（佐々木勝男君） ご意見をいただきたいと思います。
- 2番委員（成澤明子君） 注意してほしいということですね。
- 3番委員（後藤眞琴君） 委員長、これの返却願いのときに、この大崎タイムスの記者もいらっしまったのですか。
- 委員長（佐々木勝男君） おりません。
- 3番委員（後藤眞琴君） 昨日のことです、返却のとき。
- 委員長（佐々木勝男君） 返却を受けるときには、大崎タイムスさんもおりました。
- 3番委員（後藤眞琴君） それでは、何でこの誤解をしたのかね。
- 委員長（佐々木勝男君） 河北新報の記者さんと一緒に最後までおりましたよ、確認のため。
- 3番委員（後藤眞琴君） ましてやですね、注意して。抗議したいのですが。
- 委員長（佐々木勝男君） 抗議ということか、注意ということと分かれたのです。
- 教育長（佐々木賢治君） 委員長、まとめてください。
- 委員長（佐々木勝男君） 抗議ということでよろしいですか。
- 3番委員（後藤眞琴君） それでは抗議をお願いします。
- 委員長（佐々木勝男君） それでは、抗議ということで賛成の委員の皆さんの挙手をお願いし

ます。抗議ということに賛成の方です。

(賛成者挙手)

○委員長(佐々木勝男君) では、全員賛成です。大崎タイムスのほうへ抗議文を事務局で取りまとめていただいて、委員長から抗議文を出すということをお願いしたいと思います。

それでは、日程第1の「返却後の取り扱いについて」の協議は以上でよろしいですか。

(「はい」の声あり)

では、日程第1の「美里町小牛田地域学校給食センター基本構想返却後の取り扱いについて」の協議は終了いたします。

時間を大分押してきておりますので、このまま続けてよろしいですか。

○教育次長兼教育総務課長(渋谷芳和君) 開始してから1時間45分になっているので、休憩をお願いします。

○委員長(佐々木勝男君) トイレ休憩もありますので、10分ほど休憩をとりたいと思います。3時25分から再開ということにさせていただきます。

午後 3時15分 休憩 [傍聴者3名退場]

午後 3時30分 再開

○委員長(佐々木勝男君) 休憩前に引き続き会議を再開します。先ほど、追加日程第1については終了したわけでございますが、日程の都合上、協議事項の日程第13、「学校給食の公会計化について」を報告事項の前に入れて協議を行いたいという、委員長提案をしたいのですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それではよろしいですか。では、異議なしということでございますので、協議事項の日程第13、学校給食の公会計化についてを協議いたします。

協議事項 日程第13 学校給食の公会計化について

○委員長(佐々木勝男君) 内容につきましては、事務局のほうから提案説明をお願いしたいと思います。

○教育次長兼教育総務課長(渋谷芳和君) それでは、学校給食の公会計化について私のほうから説明いたします。

現在、美里町の学校給食費の会計につきましては、南郷地域の小中学校は公会計、これは給

食費として集めたお金を町の歳入として会計を通して、それから給食の賄材料代、これも町の歳出として支出し管理しております。しかし、小牛田地域の小中学校は私会計、これについては教材費とか学級費、学校徴収費と同様に校長先生の責任において管理をいたしております。

それで、この学校給食のもととなる学校給食法の法律の中では、学校給食の実施主体については明言されておりません。その関係から、学校給食の実施者については、町、校長あるいはPTAなどとする考え方が生じております。

町の学校の給食につきましては、必要な施設、これは当然町で建設したものですし、設備についても町で設置したものであります。また給食の職員、学校の栄養士、それから調理員は町職員の職務であります。これは、学校の設置者である町が給食を提供しているためであります。

それで、文科省と総務省の見解がございまして、まず文科省については「私会計でも学校給食の会計は問題ない」と。しかし、総務省の見解では「地方自治法に抵触する恐れがある」という見解が示されております。

それで、私会計の根拠というのが昭和32年当時の文部省の行政実例で、「歳入に処理しなくともよい」と、「出納員でない校長が取り集めること、管理することは差支えない」という判断によりまして、この行政実例が根拠となって現在もまだ私会計で続いている現状です。しかし、コンプライアンス、法順守に基づく見直しを求める指摘があるというのが現状です。

町としては、小牛田地域についても平成27年度から公会計にするという町の方針が示されておりますので、その辺を教育委員会のほうで協議をいただきたいと思っております。

資料に基づきまして、簡単に説明させていただきます。

お手元に配付しております「給食費の私会計アンド公会計について」今日、配ったものです。

それで、現在の給食費の私会計と公会計の現状ですが、私会計のほうはまだ圧倒的に多いということです。2013年現在で、私会計が3分の2の学校、それから公会計については3分の1、これは若干古い数字になりますけれども、その割合になっております。しかし、法順守のことから公会計に移行する学校が多くなってきております。

それで、私会計の問題点ということで項目を掲載しております。重要な点のみ説明させていただきます。

1の1の保護者と学校の契約。本来であれば、当然債権者と債務者の関係を明確化すべきということで、学校によっては給食を提供することの申し込みをとるという学校もあるようですが、これについては学校の入学説明会などで給食について説明をして、保護者から提供を受けたいという申し入れがあれば、それはそれで特に契約を結ばなくとも暗黙の契約という

形になるそうなので、本町ではこの根拠とするために条例を制定する予定になっております。時期については、これから当然条例案を教育委員会の中で審議をいただきながら、それから議会のほうで審議いただくということになりますので、その前に教育委員会のほうで協議していただいて、その後はパブリックコメントを1カ月間程度必要になるので、その時期によってその条例を議会に提出する時期が決まってくると思っております。

それから、1の2食糧供給事業者との契約。これは、教育委員会と物資供給者との契約を行っておりますので、この辺は問題がございません。

それから、給食費の請求権ですが、これは現在校長先生には自治体のための契約を締結する義務はないという地方自治法上の決まりもありますし、また滞納した場合についての未回収も事実上は不可能というようなこともありますので、やはりこれは自治体に帰属した形、公会計のほうはその辺はわかりやすいのかなと感じております。

それから、ちょっと時間が押していますので、あとは必要な部分について説明しながら質問のほうを受けたいと思います。

それから、5番目の監視体制。現在、教員、事務職員、技術職員などが給食費の処理を行っておりますけれども、やはり誤りの可能性がある。そしてまた、監視する体制もありませんので、その辺で不正ということは当然ないとは思いますが、そのおそれもありますので、やはり公会計に基づいた監視監督といいますか、監査委員の監査を受けるという形になりますので、そのような形で明確になるのではないかとということです。

では、飛ばしまして、一番の問題です。ずっと飛びますが、公会計に移行する前の未収金の帰属ということですが、私会計での未収金の引き継ぎはないということです。ですから、これについては回収作業を行い、立替えが発生していれば精算して、余剰があれば返金作業を行うということで、当然ゼロの形での公会計への移行にすることになりますので、その辺が学校では大変な部分があるのかなと考えております。

以上です。あと、細かい点については質問にお答えしたいと思います。

- 委員長（佐々木勝男君） ご質問ということでお受けしたいと思います。どうぞ。
- 3番委員（後藤眞琴君） 今の説明でわからないのは、文部科学省では私会計でもいいと、総務省では地方自治法に抵触しますよと言っているのだったら、どっちでもいいみたいで、コンプライアンスといったらそれは総務省の案に賛成するのですということになっちゃいますよね。そうすると、文部科学省がコンプライアンスをしていないのだということになるのですか。
- 教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 私会計の根拠というのが、今お話ししたように当時

の文部省の行政実例で、これは昭和32年、もう50年以上前の行政実例の中での根拠としているのですけれども、当然今の時代は5年、3年というのが一つのスパンというのですか、かなりそういう面では時代というのは変わっておりますので、法順守というのは最近すごく求められているということなので、やはりこの私会計の根拠というのは、私たちは文科省の管轄には入るのですが、そういう面では若干微妙な面があるということで説明申し上げました。

○3番委員（後藤眞琴君） それで聞いているのですけれども、現在文部科学省はどういう考え方になっていきますか。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） ですから、先ほども説明いたしましたけれども、「学校給食については私会計でもよろしい」というような見解です、文科省は。

○3番委員（後藤眞琴君） そうすると、私会計でもいいわけですね。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） はい。

○3番委員（後藤眞琴君） それは必ずしも法律に抵触するわけではないと、ちゃんとコンプライアンスを守っているのだという格好で、文部科学省がね。そうすると、必ずしも私会計をとったらそれが法を順守していないということにはならないのですよね。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） そういう見解の違いがあるようです。ただ、美里町については、南郷地域が公会計になっておりまして、それで小牛田地域が私会計ということで、同じ町内にありながら会計が別であるというのは、やはりそういう面では合併してもう9年になりますので、いいほうに統一するのがベストだという感じには思っております。

○3番委員（後藤眞琴君） 細かいことに時間ばかりかかっています。南郷町は私会計から公会計にしたのですか。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 合併後しかわからないのですが、合併の時点ではもう南郷地域は公会計だったというふうに聞いております。ちょっと休憩をお願いします。

○委員長（佐々木勝男君） 暫時休憩します。

午後 3時45分 休憩

午後 3時46分 再開

○委員長（佐々木勝男君） 休憩前に引き続き協議を再開します、どうぞ。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） では、先ほどの後藤委員の質問にお答えします。

南郷地域については、給食センターということになっておりますので、その関係で公会計であったということです。以上です。

○委員長（佐々木勝男君） あと、委員の皆さんからご質問、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

事務局提案としては、本日この協議はどこまでですか。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 方向づけをお願いしたいと思います。町のほうでは、美里町の小中学校については平成27年度から公会計にすることなので、その方針に基づいて教育委員会のほうで協議をいただいて、結論をお願いしたいと思います。

○委員長（佐々木勝男君） ただいま事務局提案ということで説明をいただいておりますが、平成27年度から町としては公会計ということに進めていく予定になっていると。したがって、教育委員会としても、町の公会計を進めるということをもとに、教育委員会としても公会計を進めるように努めてほしいというようなことで、事務局のほうから提案説明です、どうぞ。

○3番委員（後藤眞琴君） 努めてほしいというか、要望があったわけですね。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） ですから先ほど言いましたように、学校給食の実施主体については当然町でありますので、町長のほうが公会計という意向でありますので、それを受けて教育委員会の中で公会計という方針の確認をいただきたいと思います。

○委員長（佐々木勝男君） ただいま町としては公会計化ということに平成27年度から考えておるので、教育委員会もこのようにお願いするというで受けとめたのでございますが、そのことについては委員の皆さんは。どうぞ。

○2番委員（成澤明子君） 教員が給食費を例えば集金するといった状況が今もあると思うのですが、そうした場合に袋の中の金額を確かめるのか、それともそのまま袋を受け取って集金を担当している職員に渡すのかということは分かれると思うのですけれども、そういったことに時間を費やしている部分も、本来の教員の業務ができるということであれば、私は私会計から公会計になるというのはとてもいいことだと思いますし、ましてや給食費を納めていない児童に対して、かつてはですよ、家庭訪問みたいなこともやらされていたという経緯もあるかと思うのですが、そういったこともなく、本来の業務ができるという意味で、私は公会計に賛成です。

○3番委員（後藤眞琴君） わからないのですけれども、いま成澤委員さんがおっしゃったことはよくわかるのですけれども、先生方の負担が多いのだろうということは。ですけれども、未納したくて未納ではなくて、やむを得ず未納しているところもないわけではないのではないかと思いますよね。そうすると、公会計になるとこれはもう一律に、どこから取るのかわかりませんけれども、もう未納者はいなくなるような取り方をされるわけですか。

○委員長（佐々木勝男君） では、事務局のほうから。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 今回の給食費の集金方法も各学校でまちまちで、口座振替であったり、袋集金のところもまだあるようです。それで、確かに私会計の袋集金で、またPTAの集金になりますと、確かに未収金というのは少なくなります。ただ、公会計になると、逆に滞納額はふえる可能性は大きいとは思いますが。

ただ、しかし給食費の私会計は、もし100のお金のうち滞納があつて90しか入らない場合、当然学校給食として提供できるのは100でなくて、要するにその未収金を除いた90で提供しなければならないということになります。それで、逆に公会計にすれば、歳入と歳出というのは別になりますので、ですから100の部分を100提供できると。私会計であれば滞納部分は当然使えませんから、10%の滞納があれば90しか使えない、そういうこともあるので、そういう面では不公平感が出るのかなというような感じはしています。

○3番委員（後藤眞琴君） 委員長、これは町長サイドで決めるのだから了承してくださいと言うのだったら、教育委員会で議論して、あとはだめだということではできるものですか。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 一応、方向づけの確認はお願いしたいということで、あと次に当然条例案の審議という形になりますので、次回あたりに審議事項という形になりますけれども、とりあえず方向づけの確認という形で今回協議事項という形で提出させていただきましたので、その辺で御理解をお願いしたいと思います。

○委員長（佐々木勝男君） 詳細については条例的なものがあると。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） はい。

○委員長（佐々木勝男君） 後でというのは、次回以降にそれが提案されるということになるんですよね。そうすると、本日の協議では、教育委員会としても公会計化のほうに向けて考えを向けてほしいというようなことで事務局のほうから提案をいただいたわけですが、委員の皆さんとしては、あと意見がなければ公会計化ということで賛成の皆さんの挙手をいただくということになります。

○3番委員（後藤眞琴君） その前に町長部局サイドでこれを公会計にするのだと決めたから、それを教育委員会も認めてくれという、「それでは認めませんよ」ということもできるのかどうかと、あと手続上の問題ですけれども。

僕は公会計と私会計が、公会計の場合にはこういういいところがあつて、私会計よりはずっといいのだというふうだったら、いいのだなと思いますけれども、それもわからないのですよね。さっきの説明だったら、文部科学省では私会計でいいですよとっていて、それで

私会計でやっているところも多いと。それをあえて公会計にするのは、もっといいものがあるのだという説得力ある説明をしたら「ああ、いいですよ」となりますけれども。

手続上のまず問題が出ると、町長さんが決めるのだから認めてくれということ、これを反対してもしょうがないですね。これ、教育長さん、そういうものなのですか。これは協議事項だと言いますけれども、事務サイドでこれを見た場合はどうなるのか。条例は向こうで決めて、条例案を出すのは町長ですか。

○委員長（佐々木勝男君） では、補足をお願いします。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） よろしいでしょうか。今お話があった条例の提案権は当然町長であり、教育委員会には条例の提案権はございませんので、町長が提出することになります。

ただ、教育行政にかかわる条例の案については、教育委員会で審議し、了解を得たものを町長が提案するということになっておりますので、先ほど課長がお話ししたとおり教育行政に係る条例案は最初に教育委員会で審議していただかなければいけないと思います。

あと、この給食関係の公会計化につきましては、どうしても今、私たちも役場職員ですので、役場の方針、町の方針だからということで審議がスタートしておりますけれども、やはり教育委員会としては学校の現場にいる先生方の負担を少しでも軽減すると。ご父兄から集めるお金に対して未納があるよという催促を行ったり、子どもに対してこのお知らせを家庭に持って行ってねというような事務を軽減すると。その事務を軽減することによって、先ほど成澤委員も言ったように、本来先生方が向けられるべき子どもたちの指導の部分に時間を費やすことができると、そういった教育的効果が高いという意味合いで公会計化するということに対してのご意見をいただいたほうがよろしいのかなと思っております。

文科省が私会計でもいいのですよと、総務省はだめですよというからどうのこうのではなく、現場にいる先生方の本来の子どもたちに接する時間を確保するとか、指導する時間をとってもらうために、今まで煩わしいと思っていた事務部門を役場のほうで行うようにすると。そのための公会計化というような考え方でお話をしていただいたほうがよろしいのかなと思いました。

○3番委員（後藤眞琴君） ちょっと疑問なのですがけれども、例えば先ほど私会計は各学校によって集め方が違うというような、振り込みにしてもらっているところもある、それから袋に入れて学級担任が集めている、あるいはPTAが集めている。そうすると、振り込みにしてもらったら、余り詳しくはわからないのですが、振り込まれたものを学校の事務の方が処理はできますね。そうすると、先生の負担はそこでなくなっていることも考えられますよね。一

概に先生の負担云々ということは、学級担任の先生が集めたり、PTAが集めたものをまた担任に持っていたりするということだと、先生方の負担は増えますよね。

やはり、私会計でもやり方によっては、各先生方に負担にならないような格好、校長先生の負担はあるかもしれませんが。そういうことも一概には、先生の負担が私会計だったら多いのだというふうにはならないのではないかと、僕は単純に考えるのですけれども、その辺はいかがですか。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君）　いまの現状としてお話しさせていただきました。成澤委員が言われたとおり、各クラスで学校徴収金としまして袋集金などをした場合は、その袋の中に入っている金額を各担任の先生が確認し、不足していたらそれに対する連絡をする必要とありましたけれども、その給食会計の部分を公会計化すれば、その部分に対する督促なり料金の不足というのは、学校ではなくてこれからは役所のほうで、教育委員会のほうで行われていくと。ですから、そういった各先生方が各家庭に対してお金を納めてくださいというような事務は発生しなくなるということが、公会計化の1つのメリットだとは思っています。

ですから、先生が先生として本来あるべき業務に集中できると、そういった考え方で公会計化ということを考えていただいたほうがよろしいのではないかと。教育委員会としての考え方はそうしたほうがよろしいのかなと思います。

○3番委員（後藤眞琴君）　いや、各学校でそれだけ先生に負担がかかるのだったら、何で負担がかからないような方法を、私会計においては振り込みなどで。例えば、前の学校では私会計で、じゃあこれは各先生方に負担がかかるから、あそこの学校に倣って、それで振り込みしてもらおうと。それだったら一応袋の中身も何も確認をしないでできるわけですよね。それを何で美里町の小学校、中学校はやっていなかったのですか。本当に先生方の負担が多いのだったら、各先生方がこんなに負担があるからほかの方法を考えるだとか、いきなりこんな公会計にする前に一つ考え方があるのではないかと思うのですけれども、本当にそういうことだったのですか。それで、美里町の現状は全部学校の担任の先生に持ってきてもらって集めているわけですか。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君）　委員長、よろしいでしょうか。休憩をお願いします。

○委員長（佐々木勝男君）　はい、休憩とします。

午後 4時 2分 休憩

午後 4時 6分 再開

○委員長（佐々木勝男君） 休憩前に引き続き協議を始めます。

それでは、事務局のほうから説明をお願いします。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） それでは、きょうは説明したのですが、私会計と公会計について、私の説明不足もありましてなかなか理解していただけない面がありました。

ただし地方自治法第210条では市町村のお金の全ては歳入歳出として取り扱うことを求めています。やはりそういう意味からいえば、町の施設を使って給食を提供しているのであれば、当然それは町で実施しているであろうと。であれば、それは当然公金だろうと考えられますので、そういう形で公会計にしたいという考えなのですが、なかなかご理解をいただけないということで、9月でも継続してご協議いただければと思いますが、その辺お諮り願いたいと思います。

○委員長（佐々木勝男君） 事務局のほうから提案説明がございましたように、ただいまの公金化への取り組みの方向については継続協議ということで、いかがですか。

○教育長（佐々木賢治君） 委員長、もう1つ補足したいのですが、きょう初めてこの協議事項で出してきました。それで、もう少し学校の実態、この辺を委員さん方にお知らせをして、お示しをして、さらに協議を深めていただきたい。なぜ公会計が必要なのか、なぜ私会計ではだめなのかというものを、今日はちょっとそこまで時間的な余裕もありませんでしたし、実情は大体把握はしているのですが、次回のおきにあわせてお示しさせていただきたいと思います。

○委員長（佐々木勝男君） ただいま教育長のほうからも補足説明ということでいただきましたが、9月の協議ということで継続協議。その理由、内容については資料を付して協議を進めたいということですので、継続協議ということでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

では、お願いいたします。それでは、次に進む前に暫時休憩とします。

午後 4時 8分 休憩〔傍聴者退場〕

午後 4時10分 再開

○委員長（佐々木勝男君） それでは、休憩前に引き続き会議を始めます。

○教育長（佐々木賢治君） 委員長、お願いがございます。大変恐縮でございます。

冒頭をお願いしておけばよかったのですが、協議事項の日程第12、スクールバスの委託化について、実は担当の課長補佐を待機させておりました。前段の基本構想などで思いがけない時間をかけてしまいまして、公務に支障をきたしそうなので先に協議していただけないでしょう

か。よろしくお願いいたします。

○委員長（佐々木勝男君） ただいま教育長のほうから提案がございましたように、日程第12、スクールバスの委託化について、ただいまから協議ということに対処したいと思いますですが、皆さんよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、ご異議なしということでございますので、協議事項日程第12、スクールバスの委託化について、説明として今野課長補佐が出席しておりますので、よろしく説明をお願いします。

協議事項 日程第12 スクールバスの委託化について

○教育総務課長補佐（今野正祐君） それでは改めまして、皆さんお疲れのところ大変申しわけございませんが、私のほうからスクールバスの委託化について、これまでの検討の経過と、それから今後の考え方についてご説明申し上げたいと思います。

まず、お手元の資料に基づきまして、現在のスクールバス事業の内容を改めて確認させていただきたいと思います。

今回お手元にお配りした資料につきましては、平成25年度の施策の成果としてまとめた資料となっております。決算資料ともうすぐ製本化する予定でございます。

スクールバス事業につきましては平成19年度から、これは町の直営ということで、これまで実施してまいりました。内容は、事業の対象という欄にございますが、小学校児童・幼稚園児の通園通学の送迎、それから中学校の生徒については土・日、祝日の部活動の送迎で活用してまいりました。

事業の目的につきましては、児童等の登下校における安全対策を講ずることがまず1つ。それから、遠距離通学及び通園に対して実施するというのを2つ目に掲げて、これまで運営しております。

事業の実施状況でございますが、表がございます。何々コースというふうに銘打ってございますが、現在スクールバスにつきましては10台町所有のバスを使って対応しております。そのうち、こごた幼稚園コースという部分と不動堂Bコースというのは、これはこごた幼稚園とふどうどう幼稚園に特化した専属したバスでございます。残りの8コースにつきましては、各小学校、各幼稚園、双方の送迎を行っております。さらに、先ほど申し上げましたとおり、土・日、祝日について、通常の登下校の送迎がない場合に限って中学校の部活動にも利用しているというような形態をとっております。

そこで、その表の下にございますけれども、運行日数延べ数ですが、10台で2,315日、それから運行人数につきましては計の欄ですが、延べ人数で196,368名、昨年度の実績です。それで、月曜日から金曜日までの通常の登下校の送迎のほかに、その下にございますが、校外学習利用延べ台数中学校246台とございますが、これがまさしく土・日、祝日の部活動に使った延べ台数でございます。さらに小学校174台とございますが、大体朝の送迎が朝7時から朝9時の2時間で終わりますが、ちょうど午後の送迎が開始するまでの間、午前9時から12時までの間、時間があくわけですね。ここを有効活用して、今度は小学校の校外学習などにも利用してまいりました。この延べ台数が174台ということになります。同じく幼稚園についても園外保育ということで、園外に出ていろいろ遊びを体験させるという事業がございまして、こちらも109台利用しております。これらの校外学習、部活等に利用した台数が合計529台でございました。

このスクールバス事業でございますが、その後ろに、これは第4回の環境審議会の資料でも提示した内容の資料でございますが、ちょっと古い資料で申しわけございませんが平成24年度の実績でございます。小学校の状況をここに掲げてございますが、バスの利用率というところがございます。各小学校においてその利用率は少しばらつきがございますが、バス全体で言いますと計の欄を見ていただくとわかりますが、小学校の児童の26.8%、おおよそ4人に1人以上がスクールバスを使っていたというような現状にあります。

それで、これまでやってきたスクールバス事業、まず内容を確認させていただきましたけれども、現在町では町の業務を委託化するという検討が行われているところでございます。これは平成25年11月ですから昨年の11月ですが、「委託化基本方針」というものを町で策定しまして、委託可能業務の洗い出し作業を始めておりますが、これは町としてです。決して教育総務課の業務にかかわる部分だけではなく、美里町でやっている業務の中で委託できる業務はないだろうかということで、各課で洗い出しを行いました。その数はおおよそ780件にも上ります。

教育総務課につきましては、教育委員会部局といいながらも役所の機構の1つでございますので、民営化できないかという項目を何十項目か提出いたしております。

なぜこのような状況になっているかといいますと、まず基本的な考え方として、今の御時世ですが、民間でできることは民間で行う、官から民へという流れになっております。さらに専門性を確保する上から、その専門的な分野につきましては民間のノウハウを積極的に活用して事業を運営していこうというような考え方がございます。さらには、うちのほうの町の課題として、非正規職員の増加、つまり正規職員につきましては町の人員適正化計画等によりまして年々減少している状況にございます。ただし、業務につきましては一向に減る傾向にございま

せんので、それを補填するという意味合いで非常勤職員を雇って業務に当たらせているという傾向がございます。その人数がかなり多いと。特に教育委員会部局につきましては、その人数もかなり膨大な人数に上っております。さらには、正規職員が少なくなっているということもありまして、時間外勤務手当の増加が各課で見られております。これも教育委員会部局についてもそのようなことが言えるかと思えます。つまり、少なくなってきた正規職員の業務の中で、民間委託できる部分については民間委託しまして、その業務に携わった職員のあいた時間を使ってほかの業務に当たらせようというのが今回の趣旨でございます。

それで、今回提案しましたスクールバス事業についてなのですが、これも現在、私を含めて正規職員と非常勤職員で事務はやっております。さらに運転業務につきましては、11名の臨時職員さんを雇い入れて現在やっているわけでございます。つまり、運転業務プラス現在正規職員と非常勤でやっている事務を全て民間のほうに委託してはどうなのかというところを、現在検討しているという状況でございます。

これはただ、教育委員会部局だけでこれを協議するわけではございません。町全体として、今プロジェクトチームをつくってやっておりますので、私どものほうとしてはスクールバス事業を民間委託できるかどうかと、そういう状況の分析、さらには何が問題なのかというところの提案をこれからしていかなければなりません。それをもって、最終的には総務課と企画財政課が、我々が提出した書類の考察を行います。そして、最終的には行革プロジェクトチーム、こちらのほうで民間委託への妥当性、それについて検証する予定でございます。

ただ、今後の道筋として、まずスクールバスは現在手前どものほうで実施している事業でございますので、委員皆様に現在の方向性をお示しして、ただ先ほどの議題と同じですが、きょうこの場で民間がいいとか悪いというような問題ではございません。当然、まだ数カ月これからいろいろ議論を重ねていかなければなりませんので、きょうは現状を報告させていただくということでとどめさせていただきたいと思えます。

それであると、これは補足としての説明なのですが、現在県内に36市町村ございます。これはある町がとったアンケートで、私どものほうもそのアンケートにお答えしましたが、約20数市町村がやはりスクールバス事業を行っております。行っていないという市町村においても、スクールバスとして特化したバスではございませんが住民バス、それを朝、子どもたちに使わせて通学させているという自治体や、あるいは都市部においては大体2キロメートル以内ということで歩いて通学させているという自治体もあるようですが、3分の2くらいの自治体はスクールバス事業を行っています。ただ、その95%が民営委託を行っているのです。美里町

のように町でバスを持って直営で運営しているという自治体は、多分県下では私どものほうの町と数市町村にとどまっているという状況が現状としてありますので、それをまず情報としてお伝えしたいと思います。

さらには、現在スクールバスというのは午前7時前から運行が始まります。ただし、我々の仕事、役場職員の仕事は8時30分から5時までという時間帯の仕事なのです。6時半とか7時に何かトラブルがあったとき、当然連絡はいただいて対応はとりますが、本来であれば事業開始の7時前からその担当職員、その者が出てきて始業前の点呼なりに当たるのが本来の安全の義務なのかなというふうに思っています。ただし、我々の勤務時間帯が8時半からということもございまして、完全にそこまで補完できていないということがございますが、これが民間委託してそういう始業前点検などが充実できれば、かなりメリットが出る事業なのかなということも事務局内の意見でございます。

まず、きょうの説明はここまでにとどめさせていただきたいと思いますので、今後ともいろいろ経過説明等させていただきたいと思いますので、そのご協議方よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○委員長（佐々木勝男君） ただいま事務局のほうから説明いただいたように、スクールバスの委託化というのは民間委託化というような方向を考えているという点、本日は状況の説明、それをもととして皆さん今後また協議をしていくということでございます。どうぞ。

○教育長（佐々木賢治君） お願ひですが、協議事項ですけれども、この委託化について結論から言いますと、お認めをいただきたいと。きょうも、来週から学校が始まりますのでバスの運転手に午前中お集まりいただいて、私もいろいろ話をさせていただきました。これだけの人数の子どもたちに安全・安心、これが最優先になりますね。中学校は部活動等々で、もうフル回転です。運転手さん11名、年齢的にも私と引けをとらない、一応70歳が限度ですけれども。運転手さんに失礼ですが40代という方はいませんね。それで、具合が悪いときは必ず申し出ていただくとか、つまり子どもたちの安全・安心を確保してやるのが我々の仕事であります。今までは綱渡り的な、本当に何もなくてよかったとほっとしているところが結構ございます。

それで、ぜひこれを一つのきっかけに、委託化について教育委員会としてもぜひ、お金は今まで以上かかるかもしれません、民間委託した場合。だけれども、安全・安心にはかえられませんので、何とかその方向で事務局からいろいろ説明はしますが、質問とか要望はあると思ひますが、この委託化の方向性でお願ひしたいと。教育長としてぜひお願ひしたいと思ひます。以上です。

○委員長（佐々木勝男君） スクールバスの委託化ということにつきまして、事務局、そして教育長から要望がございました。教育長からの要望としては、委託化の方向で確認してほしいということですが、御意見をいただき、あと意思決定ということにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。ご意見ございますか。どうぞ。

○3番委員（後藤眞琴君） 今よりもずっと子どもにとって安全・安心だということも保障されるのだったら、やはりそうすべきではないかと思います。経費はかかってもね。

○委員長（佐々木勝男君） それでは、確認をさせていただきます。スクールバスの委託化ということで、教育委員会は委託化の方向にするということで、そのことについて賛成の委員皆さんの挙手をお願いします。どうぞ。

○2番委員（成澤明子君） 済みません、その前に。当然の話だとは思いますが、民間委託した場合にその契約の仕方だと思うのですけれども、子どもたちの安全とか安心とかということが、今より本当によくなるのであれば本当にいいと思うのですけれども、サービスが低下するようでは困りますので。

○教育長（佐々木賢治君） 現体制は、業務管理がかなり厳しい状況です。運転手の健康管理のチェック、それで職員が毎朝やればいいのですが、それはまず不可能です。庁舎警備員さんに町としてお願いしているのです。それで、運転手さんの管理については、委託すると当然受託者の責任ではっきりした体制がとれると思います。

あと、子どもたちとのコミュニケーションとか、学校との連絡とか、それについては教育委員会として受託業者と協議をするのは当然だと思います。

○教育総務課長補佐（今野正祐君） 補足説明、私のほうから若干ですけれども。

実際、現在先ほど教育長も申し上げましたとおり、現在ドライバー11名中、10名は60歳以上。町のほうでいま臨時職員の募集を出したところ、11名に対して13名の募集というのが現実でございました。最終的には本当に今バスの運転手の募集をかけても、ほとんど人が余り来ない、いわゆるきちっと選択できる余地がないというのが現実でございます。それであと、先ほどもお話ししましたけれども、一番今回契機となったのは委員会でも報告しましたが、ことし3月5日の交通事故でございました。あれはまさしく、安全運転点検というのを警備員さんに委託して行っているわけです。本来業務からしますと、先ほども言いましたけれども、事業の責任者である担当者あるいは事業の安全運転管理者が、朝出てきて点呼をして本人の体調に何も問題ないか確認して送り出すというのが本来の姿だと思うのです。本来、私の仕事としては毎日6時半に出て点呼をして、出してから本来の業務、8時半からの業務に臨むというのが本当の

事業の仕方だというふうに思います。ただし、私も一人で、夜の仕事も若干ありますし、現実にはしたくてもできなかったという状況があります。今回、民間委託に際して一番私が望むのはそこです。安全運転に関しては、いわゆる柔軟に対応できる民間の能力ということです。あと、人の部分につきましては、やはり運送業としての免許を持った業者さんについては、逆に我々よりも運転手のそういう安全義務の部分の教育などにつきましてもノウハウはかなり持っていると思います。その部分に期待したいと考えております。以上です。

○2番委員（成澤明子君） ありがとうございます。

○委員長（佐々木勝男君） よろしいでしょうか。どうぞ。

○3番委員（後藤眞琴君） 本当に先ほどの綱渡りの状態で今やっているのだというのは、説明で理解しているつもりなのですが、例えば住民バス、皆さんは運転できるので余り乗ったことがないと思いますけれども、かなり危ない運転される方もいるのですよね。それだからぐっとつかまっていけない運転の状態もあるのです。ですから、そういうこともきちんと、本当に子どもたちが安全で安心できるような体制を組めるのだというところをきちんとしてやる必要があるのではないかと。今よりもずっとずっとよくなるのではないかという感じは受けたのですけれども。

○2番委員（成澤明子君） やっぱり、後藤委員さんがお話ししましたけれども、安心・安全ということにすれば、本当にそのことはよくわかりました。

子どもたちのあらゆること全てに学校とか教育委員会がかかわるというのではなくて、いろいろな人とかかわりということも大事だと思いますから、子どもへの対応の仕方がきちんとしたものであるような契約の仕方があると思いますけれども、民間に委託するというのはいいのではないかと思います。

○委員長（佐々木勝男君） では、意見は出尽くしたようでございますので、確認をいたします。

スクールバスの民間委託化ということで、その方向で進めるということに賛成の委員の皆さんの挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

挙手全員でございます。それでは、スクールバスの委託化については民間委託の方向で進めるということで確認させていただきました。

○教育総務課長補佐（今野正祐君） ありがとうございます。

○委員長（佐々木勝男君） よろしくをお願いいたします。

○教育長（佐々木賢治君） 委員長、たびたび済みません。この日程の変更をまたお願いしたい

のですが、報告事項と残りの協議は後において、審議事項の日程第8、日程第9を先にお願います。職員が待機しているものですから。済みません、よろしくお取り計らい願います。

○委員長（佐々木勝男君） それでは、教育長のほうから提案ございましたことについて、委員長から提案ということでございます。日程の都合上、審議事項日程第8、同じく日程第9の2件につきましては、ただいまから審議するということにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

では、ご異議なしということでございますので、審議事項を先に行います。

日程第8 議案第15号 美里町立幼稚園保育料等減免規則の一部を改正する規則

○委員長（佐々木勝男君） 審議事項日程第8、議案第15号美里町立幼稚園保育料等減免規則の一部を改正する規則について、高橋係長のほうから提案説明をお願いします。

○教育総務課係長（高橋博喜君） 今回、美里町立幼稚園保育料等減免規則の一部を改正する規則として提案したのは、前回の教育委員会で説明したとおりの内容でありまして、提案理由にもあります文部科学省の幼稚園就園奨励費補助金交付要綱、これの一部改正によって国庫補助の限度額の単価が大幅に変わっております。それで、美里町ではこの減免に関する規則なのですが、この減免の単価を同様に改正する内容であります。

内容については、前回説明しましたとおり、生活保護に関しては第3子が無償だったのですが、第1子から無償になるということ。そしてあと、所得制限がない上記区分以外の世帯ということで、第2子に関しては年額の半額を減免すると。あと、第3子については全額を減免するという、そういう内容になっております。

そしてあと、今までは第2条に表がありました。その表を今回、前からでもあるのですが、別表第1、第2として同一世帯の小学校1から3年生の兄弟がいる場合といない場合に表を整理しております。これを別表第2としました。以上のような内容であります。

○委員長（佐々木勝男君） ただいま提案説明いただきました。審議事項でございますので、ご意見をいただきたいと思っております。

○3番委員（後藤眞琴君） 具体的にはわからないのですが、一応これは法律が改正されて、それに準じて美里町も改正をしましたということによろしいですね。

○教育総務課係長（高橋博喜君） そうです。

○3番委員（後藤眞琴君） やむを得ないと思っております。

○委員長（佐々木勝男君） それでは、ご意見なしということで、異議なしということでよろし

いですか。

それでは、日程第18、議案第15号美里町立幼稚園保育料等減免規則の一部を改正する規則については承認ということで、承認の委員の皆さんの挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

挙手全員でございます。承認ということになりました。ありがとうございます。よろしくお願い申し上げます。

日程第9 議案第16号 美里町社会教育委員の委嘱について

○委員長（佐々木勝男君） 次に日程第9、議案第16号美里町社会教育委員の委嘱について、提案説明をお願いします。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） それでは、議案第16号 美里町社会教育委員の委嘱について提案理由を申し上げます。

社会教育委員の委嘱につきましては、ことし6月でございました。「美里町社会教育委員の設置に関する条例の一部を改正する条例」ということで、この教育委員会でも審議をいただいているところでございます。

内容につきましては、地方分権の一括整備法によりまして、社会教育法の一部が改正されました。従前であれば社会教育法の中で社会教育委員となる方の資格の部分も明示されておりましたが、その法律では明示がなくなり、各町の条例で明記するようになったというような法律の改正でございます。

それに基づきまして、社会教育委員の設置に関する条例をことしの6月に改正させていただきます。委員の定数または社会教育委員となる方々の要件などが条例化されたわけでございます。

これに基づきまして、ことしの7月1日から7月25日まで「広報みさと」を通じまして社会教育委員の公募などを行った次第でございます。それと、各社会教育団体からの推薦なども考慮いたしまして、お手元の議案にある9名の方々を今回委嘱させていただきたいので、この教育委員会でも審議いただくものでございます。なお、選出区分につきましては、別紙に書いてあるとおりでありまして、備考の欄には再任と新任の区別で記入させていただいております。

なお、公募でございます。先ほど言いました7月中に行った公募については、3名募集をかけましたが、公募された方は2名でございました。ですので、定数は本来であれば10名でありましたが、公募の分1名が欠員となっておりますので、今回提案させていただく方々は9名で

ございます。残りの1名は改めて委員を委嘱するのではなく、この9名でもって2年間お願いしたいと考えております。以上が、この議案の説明でございます。

○委員長（佐々木勝男君） ただいま提案説明いただきました。ご質問、ご意見をいただきたいと思ひます。異議なしということによろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、日程第9、議案第16号 美里町社会教育委員の委嘱について、9名の社会教育委員の委嘱に賛成の委員は挙手を願ひます。

（賛成者挙手）

挙手全員でございます。したがって、美里町社会教育委員は全員委嘱するということに承認されました。ありがとうございました。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） ありがとうございます。

日程第3 行事予定等の報告

○委員長（佐々木勝男君） それでは、報告事項のほうに入ります。日程第3、行事予定等の報告について事務局のほうから説明いただきたいと思ひます。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） それでは、最初の議事日程でいいますと日程第3であります。行事予定等の報告をさせていただきますと思ひます。

資料につきましては、既にお配りしております美里町教育委員会行事予定表を見ていただきたいと思ひます。大事な点のみ報告させていただきますので、御了解いただきたいと思ひます。

〔以下、資料に添った説明に付き詳細省略〕

- ・ 9月2日 美里町議会定例会（～9月24日までを予定）
- ・ 9月2日～5日 なんごう幼稚園、小牛田中学校、中埴小学校の指導主事訪問
- ・ 9月5日 遠田郡中学校駅伝大会
- ・ 9月6日 美里町総合防災訓練（北浦小学校校庭）
- ・ 9月7日 青少年事業「こどもふれあいまつり」（トレーニングセンター）
※第2回インリーダー研修会を兼ねる
- ・ 9月10日 文化庁芸術育成事業「人間浄瑠璃巡回公演」（北浦小学校）
- ・ 9月13日 美里町敬老式
- ・ 9月17日 校長会
- ・ 9月19日 交通安全町民大会（文化会館）、不動堂小学校の指導主事訪問

※町民大会は小学校児童の一部が参加、意見発表あり。

・ 9月20、21日 遠田郡中学校総合体育大会新人戦

・ 9月27日 幼稚園運動会（3園）

○委員長（佐々木勝男君） ただいま行事予定について説明いただきました。何かお伺いしたいことがございましたらお願いします。

（「なし」の声あり）

なければ、次の報告事項に入らせていただきます。

日程第4 教育長の報告

○委員長（佐々木勝男君） 日程第4、教育長の報告ということで、教育長のほうからお願いいたします。

○教育長（佐々木賢治君） それでは、プリントに沿って、大分時間も押しておりますので要点を絞って報告させていただきます。

1番目、8月校長会での主な指示事項は別刷りで準備いたしました。指示事項抜粋ということで載せましたが、大きな項目1番目から5番までです。

1番目、夏休みも土、日を除きますと中学校はきょうでおわりですか。来週月曜日は中学校の2学期の始業式があります。本来、学校管理規則で26日が始業式なのですが、中学校は土曜日に運動会がありますから、月曜日からスタートしないと間に合わないということで、年度当初に変更しているものでございます。小学校は火曜日から第2学期がスタートとなります。長い夏休み、大変暑い、本当に熱中症にいつ罹ってもおかしくないような日が続きましたが、おかげさまで大きなトラブル等に巻き込まれるとか、交通事故、水難事故等もなく夏休みを終えられそうです。指導して下さった先生方に感謝ということでお話をさせていただきました。

それから2番目、1年間でこの2学期というのは一番長い学期であります。実りのある2学期、充実した2学期であってほしいということで（1）から（4）まで指示をさせていただきました。特に学習環境の整備につきましては、先生方よろしく頼むと、それから指導者、教員については校長先生方お願いしますよと。それから教育環境、この辺は教育委員会が主な仕事でありますし、学校との緊密な連絡体制ですね。後で補正のところに出てくると思いますが、小牛田小学校、小牛田中学校の安全対策ということで、2階からの転落防止の安全棒というのですか、そういったことなども2学期にやる予定になっております。

それから、（2）番目の平成26年度全国学力学習状況調査、新聞によりますと今月25日にマス

コミに発表になるようであります。これは県ごとです。それを受けて、今度はいろいろな細かなデータが教育委員会に来ます。個人のデータ、美里町としてのデータ、それを各校に配付して、学校では個人ごとに結果の説明をしながら「あなたの課題はここですよ」と、「ここは一生懸命頑張ったね」とか、そういった分析したものを子どもたちと直接担任が面談を通して、場合によっては3者面談をやっているところもあったようですが、親御さんも一緒に。まず、そういったことを9月中ぐらいにやる予定でいます。あと、10月ぐらいになったら学校でそれぞれ分析したことを学年便り等で保護者に知らせると。その後、学校が全部保護者にお知らせした後、教育委員会でトータル的に広報を通して美里町の学力状況調査を分析したものを、もちろん教育委員会で協議をしていただき、広報でお知らせをする、そういう予定になっております。

それから、(4)の生徒指導について。学校いじめ防止基本方針というのが②いじめ問題の後ろのほうにコメントとして書いてありますが、学校いじめ防止基本方針、これをぜひ今年度中につくってほしいと。サンプルはもう示してあります。佐々木学校教育専門指導員を中心に進めていくものと思います。教育委員会としても策定、これは努力義務なのですが、美里の教育委員会でもつくりたいというふうに考えております。

あとは、5番のその他(2)の③美里町交通安全町民大会9月19日、先ほど行事予定報告にもありましたが、これは町内の小学校の一学年、5年生以上の学年のようですが、この町民大会に一町民としてこの行事に参加し、意見発表なども大変すばらしい意見発表です。教育委員さん方、時間の都合が合った場合、ご参加いただければと思っております。

それから、教育長報告のプリントをごらんいただきたいと思います。

今後の予定はそこに書いてあるとおりです。

8月30日、中学校の運動会が予定されております。

大きな4番目、平成26年度の東北地区中総体に16名出場しております。順序が逆になりましたが、8月1日に町長のところに全選手団一行が表敬訪問をして抱負等述べて、町長から激励の言葉などをいただいて、大会に参加しました。その結果、3枚目のプリントに一覧として載せさせていただきました。さすが東北大会はかなり厳しいようであります。そのような結果ですが、でも子どもたちは一生懸命頑張ったという報告を受けております。以上です。

○委員長(佐々木勝男君) 教育長の報告をいただきました。何かお伺いしたいことがございましたら。

(「なし」の声あり)

ないようでございますので、次に入ります。

日程第5 議案第33号 平成26年生徒指導に関する報告（7月分）【秘密会】

日程第6 報告第34号 区域外就学について【秘密会】

日程第7 報告第35号 指定校の変更について【秘密会】

○委員長（佐々木勝男君） 日程第5から第7までは秘密会ということになっておりますので、もし傍聴者の皆さんがおいでの場合には、退席をお願いすることになりますのでよろしく願いいたします。

【以下、秘密会につき会議録の調製なし】

午後 4時52分 秘密会開始

午後 5時15分 秘密会終了

協議事項 日程第10 平成26年第5回美里町議会定例会について

○委員長（佐々木勝男君） 次に、協議事項日程第10、平成26年第5回美里町議会定例会について、事務局のほうから提案説明をお願いします。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） それでは、既にお配りしております協議事項、平成26年第5回美里町議会定例会（資料）というのを見ていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、先ほどの行事予定でも申し上げましたが、来月2日から議会が始まります。招集告示が来週の月曜日、25日に行われる予定でございますので、それについて教育委員会で議会に係る分につきまして町長から意見を求められておりますので、ご協議よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、教育委員会で今回の議会に係る分については、補正予算とあとは専決処分に関することでございます。

まず、補正予算の分を説明いたします。

表紙をめくっていただきまして1ページ目でございますが、補正予算の歳入でございます。先ほど高橋係長から申し上げましたが、幼稚園使用料の減免規則をお認めいただきました。それに伴います減免を行うことによりまして、6,556,000円が幼稚園保育料、入園料の減免に伴いまして減額となるということでの要求でございます。あと、国庫支出金でございます。1,335,000円の増、幼稚園就園奨励費補助金となっておりますが、減免を行ったことに対しまして国から

いただける補助金でございます。650万円の減額に対する130万円、これが逆に増額になるということでございます。

次に、14款県支出金でございますが、9目教育費県補助金でございます。これについては、幼稚園費の補助金でございますして、5万円の増でございます。これは宮城県の被災園児就園支援事業費補助金といたしまして、東日本大震災に伴います被災した児童に対する補助金でございます。この該当者が1名いますので増額となります。

ページをめくっていただきまして、2ページ目でございます。

17款繰入金でございますけれども、今年度奨学資金の貸付事業を当初は新規貸付者5人で予算措置しておりましたが、5月に行われました審議会で6名の方にお貸しすることになりました。その1名ふえた部分を基金のほうから新たに一般会計のほうに繰り入れするための増額でございます。なお、その1名増額した理由につきましては、これも昨年の教育委員会でも報告させていただいておりますけれども、昨年の暮れに中埜地区の三浦さんから100万円の寄附をいただいております。その100万円につきましては、奨学事業に役立てていただきたいというような申し出がありましたので、その100万円を活用するために今年度1名奨学者をふやしたということでございます。

あと、19款諸収入でございます。教育貸付金収入でございますが、352,000円の増になります。これにつきましては、本来でありましたら来年から償還が始まる方がいましたが、今年度から償還できるとの申し出が5月末にありました。それに伴いまして、352,000円の収入がふえるということでの補正予算でございます。

あと、諸収入でもう1つ。給食事業の収入でございます。これは先月の教育委員会でもご審議いただきましたが、2学期から南郷地域で給食に米飯を提供させていただきます。その米飯を提供する部分の食材費は保護者負担ということになりますので、保護者の方々から新たにいただく総額が3,928,000円ふえますので、それを歳入として見込んでおります。なお、この金額とほぼ同額が、これから説明しますが歳出のほうでも予算化されております。

そのほか、雑入のほうには自動車保険の自賠責を解約した分の手数料、あと先ほど今野補佐からもありましたけれども、バス事業の関係で事故が昨年度末や今年度に入ってから発生しております。それに伴う自動車損害共済金が保険事業者から町のほうに入っておりますので、その分を補正で増させていただいております。

3ページでございます。3ページの下部分の10款教育費からが教育委員会に係るものですので、簡単に説明させていただきます。

まず、訂正であります。まず、共通事項、教育総務一般経費の欄に臨時職員社会保険料111,000円、臨時事務補助員賃金698,000円、あとは臨時職員通勤手当39,000円とありますが、この3項目については削除をお願いします。どうして削除にしたのかといいますと、皆様方も新聞報道等で御存じだと思いますが、美里コールセンターでございますが、事業停止となりました。

その事業停止に伴いまして、そこで今まで研修をしていた方々を積極的に町のほうの補助事務員または臨時職員として採用するというのが町の方針でございます。本来、教育委員会のほうで要求していた人員も、この緊急雇用としてのディオジャパンに勤めていた方々を採用していただきたいということでしたので、町の一般会計のほうで要求していたものを緊急雇用のほうに組み換えさせていただくために、この部分が削除となっております。

なお、この部分の賃金につきましては、後ほどもまた説明しますが、8月1日付で正職員1名が教育委員会部局から町長部局のほうに異動になっております。その1名分の穴埋めとしまして、この臨時の職員の賃金を要求していたということでございます。

あとは、共通経費の中でその他業務委託料が54万円ございます。これにつきましては、教育行政関連法改正に伴う例規整備支援業務委託料とありますが、御存じのとおり地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されまして、来年4月1日から施行されます。これに伴いまして、今までの教育長とは違う新教育長の制度が始まりますけれども、それに伴う法律の改正に伴って、町の条例規則、要綱などに影響するものが50本を超えるような状態でございます。なかなか私ども職員だけではその業務に対応しきれませんので、そういった法規関係に精通している事業所のほうにその整備関係を委託するという経費でございます。

事務局費の奨学事業でございますが、先ほど歳入で申し上げましたとおり貸付者が1名ふえた部分の48万円、あとは新たに償還する方が1名ふえたことに対する352,000円、これが歳入のほうでも計上しているとおりに歳出でも同じように計上しているというものでございます。

次、4ページでございます。

先ほど教育長のほうからお話がありましたが、小牛田小学校、小牛田中学校の校舎に手すりを設置するというような経費を計上させていただいております。小牛田小学校においては135万円、小牛田中学校においては201万円ほどの経費を計上させていただいております。これについては安全対策というもので今回計上しております。またそのほか、小学校におきましてはウイルス対策ソフトの更新料746,000円、あとは青生小学校のトイレの改修工事費として1,208,000円もあわせて計上させていただいております。

次に、幼稚園事業でございますが、幼稚園におきましては今年度当初予算におきまして、ふ

どうどう幼稚園園庭の法面の改修工事324万円を計上させていただいておりましたが、その工事を行うに当たりまして、町の建設課と協議を進めていたところではございました。そうしたところ、その法面の改修工事を行うのと同時に、今現在職員が駐車場として使っている保有地、遊休地がございます。そちらの部分の整備も行ったほうがよろしいのではないかと町総合的な判断のもと、今回の工事を見合わせまして、その駐車場と法面の改修工事を一括して行うための工事実施設計委託のほうにから替えさせていただきたいというものでございます。ですので、工事については今年度行いません。その工事費とほぼ同額であります3,154,000円を設計業務委託料として新たにお問い合わせするものでございます。

また、歳入の面におきましては、先ほどお話ししましたが、幼稚園保育料、幼稚園入園料の減額部分を財源の減として計上しているところでございます。

あと、最後になります。学校給食費の関係でございます。先ほど歳入の面で米飯給食に伴いまして保護者負担金がふえるということをお話しさせていただきましたが、それと裏腹に今度は賄材料費としてその米飯部分を町の支出としてお金を出さなければいけません。そのための3,959,000円を新たに歳出のほうで増額させていただいているというものでございます。

それでは、引き続き説明させていただきます。

報告第6号(案)とありますけれども、専決処分の報告でございます。これにつきましては、「損害賠償の額を定め和解することについて」とありますが、事案としましては、ことし3月5日に美里町南郷地域におきまして幼稚園のスクールバスが対向車と衝突する事故が発生しておりました。その事故に伴いまして、対向車の運転手さんにけがを負わせてしまいましたので、そのけがに応じた損害賠償金を支払うというものでございます。裏のページ、6ページに専決処分書とありますけれども、その損害賠償額については治療費としまして123,681円でございますが、もう既に68,618円はお支払いさせていただいております。残りの55,063円をこの石巻在住の男性の方に支払うという示談に伴う専決処分でございます。これを今回の議会におきまして専決処分の報告ということで議会に報告させていただくというものですので、事前に教育委員会でも報告させていただきたいと思っております。

以上が、定例会についての説明でございます。

○委員長（佐々木勝男君） 教育委員会に関しての件、そして専決処分の報告についての件、2件について提案説明がございました。協議ということでございますので、ご質問、ご意見をいただいで採決をしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

異議なしということでよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、平成26年第5回美里町議会定例会の案件として教育費に関する件、そして専決処分報告についての案件、こちらも議会定例会で提案ということで、承認の方、賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○委員長(佐々木勝男君) 挙手全員でございます。それでは、平成26年第5回美里町定例会議については承認ということになりました。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○教育総務課長補佐(寒河江克哉君) ありがとうございます。

協議事項 日程第11 美里町教育委員会の点検及び評価について

○委員長(佐々木勝男君) 次の日程第11、美里町教育委員会の点検及び評価について、それでは事務局より説明をお願いします。

○教育次長兼教育総務課長(渋谷芳和君) それでは、美里町教育委員会の点検及び評価について説明を申し上げます。

まず、報告書を事前に配付することができませんでした。本日の配付になりましたこと大変申しわけなく思っております。このことから、議会への報告書の提出についても、12月議会への提出となることをご理解願ひたいと思ひます。

まず、1ページをお開きいただきたいと思ひます。

この教育委員会の点検及び評価につきましては、平成20年4月、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出する。そして公表することが義務化されております。

まず、1ページには「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の抜粋を載せております。評価の対象となる教育委員会の職務権限ということで、第23条を掲載しております。それから、この点検と評価の根拠となる第27条教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等ということで、この第2項に7月教育委員会定例会で議決いただきました3人による点検評価をいただくということで、教育に関する学識経験を有する者の知見の活用を図るものとするということで掲載をしております。

2ページをお開きいただきたいと思ひます。

2ページにつきましては、教育委員会の内部職務それから委員名を掲載しております。佐藤三昭委員さんは7月末をもって退任されておりますので欠員というような表示をさせていただ

いております。

それから、3ページにつきましては、教育委員会の組織ということで、まず教育委員会がありまして事務局、そして教育機関ということで学校、幼稚園、その下に給食センター、近代文学館、それから附属機関として社会教育委員ほかを掲載いたしております。

次に4ページをお開きいただきたいと思います。

これにつきましては、平成25年度の一般会計の決算ということで、当然点検評価についてはそのお金の使い道についても必要でありますので、昨年度の数字であります24年度、それから25年度の比較があったほうがいいということで、今回この表を入れております。それで、教育費の一番上の前年対比ということで6億2,833万9,000円の減額となっておりますけれども、これは平成24年にこごた幼稚園の建設事業が行われておりますので、その事業費は24年度で支出しているということで、今回その額が減額ということになっております。

それから、5ページから8ページまでは、教育委員会が平成25年度に行ってきた会議の内容を記載しております。種別、そして年月日、出席委員数、項目それから議案の件数そして内容、それで右側には傍聴者の数も記載しております。これが4月から3月28日までの教育委員会の会議を掲載いたしております。

それから、9ページをお開きいただきたいと思います。

これは、1番にこの意見評価をするに当たっての方法を書いております。これは昨年とは変わりございません。美里町の総合計画と美里町の学校教育ビジョンとの関連性を踏まえて分類したものを記載しております。

次に、10ページにつきましては、これは先ほど申しましたように町の総合計画と学校教育ビジョンのかかわりを示したものになります。

それから、11ページ。これについては、実際の点検評価でございます。

大項目1の教育委員会の活動そして中項目の管理運営の中で、点検という形で今回給食センター基本構想の問題がございましたのであえてここに記載しておりますが、「必要なときに委員の意思の確認を行わなかった」など、運営上の問題があったという記載をいたしました。

それから、大分類2の教育委員会に関する執行する事務、一番下のその他重要事項または異例と認められる事項、これについては学校教育環境審議会から答申が出されておりますので、この答申を踏まえて教育委員会の中で教育環境整備について検討していくという点検で記載いたしております。

次に12ページから、これは大項目の政策に係る事務ということで、中項目第1項社会教育の

充実、そして小項目1から5までございます。評価はほとんどBのおおむね良好であるという評価になっております。

次に、中項目の第2項の学校教育の充実、これの小項目2の計画的な施設修繕、教育設備の整備充実、これはC評価ということで不十分であるというような評価をいたしております。これにつきましては、平成22年度に策定した計画をもとに総体的な計画を行うとしておりましたが、町内全域の学校を対象とした基本的な考えのものとして再構築する必要があるということで、これについてはやはり学校教育環境整備方針、これを作成しながら、やはり計画的な施設整備に当たっていかなければならないということで、不動堂中学校のプールの問題、それから校庭の問題もございまして、C評価をいたしております。

それで、ちょっと誤字がありまして、2の目標の②「施設管理状況及び今後の児童生徒数見込みなどを示し、あらゆる角度から検討するため学校教育環境審議会を設置し調査審査を行う」を、「行った」に変更をお願いしたいと思います。

次に、14ページについては、小項目の4、5、これについてはおおむね達成しているということで、6の就学前教育の充実ということで、これは評価としてはA評価で良好であるという評価です。これにつきましては、昨年1月ごた幼稚園が開園いたしまして、預かり保育の対象人数が拡大したということ踏まえまして、A評価をいたしております。

次に、中項目の第3項青少年の健全育成、これにつきましては1から2、青少年関係になりますが、これはおおむね達成しているという評価に達しております。

次に、第4項の文化芸術の振興、伝統文化・文化財の継承につきましては小項目1から2、これもおおむね良好というような評価をいたしております。

次、中項目の第5項、社会体育の振興につきましては、これはおおむねB評価という形で評価をいたしております。

それから、17ページからは、ここからは教育ビジョンの点検評価でございまして、小中学校のトータルになっております。9校ありますので、右側のA、B、Cのところを足しますと全部で9校になります。そういった部分で入っております。

以上、雑ぱくであります説明させていただきました。

○教育総務課係長（高橋博喜君） すいませんが、訂正をお願いします。14ページの第3項の上にあります6「就学前教育の充実」の実績のところですが、「平成25年1月からごた幼稚園を開園し、預かり保育の対象人数を拡大した。」となっておりますけれども、「拡大したことにより、待機する園児はいなかった」という実績に変えさせていただきたいと思っております。そして、

その評価は、待機する園児がないという評価がAというふうになります。

○委員長（佐々木勝男君） よろしいでしょうか。

○学校教育専門指導員（佐々木勝基君） 「待機した幼児」ではないですか、「園児」ではなく。

○教育総務課係長（高橋博喜君） 「幼児」ですか。では、そこは「幼児」でお願いします。

○委員長（佐々木勝男君） 「幼児」ですね。「拡大したことにより、待機する幼児はいなかった」と。

○学校教育専門指導員（佐々木勝基君） 済みません、私が出した資料18ページのところ、評価のA、B、C、Dが抜けているのですね。どういう具合か抜けてしまったのですけれども、左側からA、B、C、Dというふうに頭につけてください。全部、抜けています。

○委員長（佐々木勝男君） それぞれの番号のところに評価のところがございますので挿入方お願いしたいと思います。あと、24、25ページもかな。

○学校教育専門指導員（佐々木勝基） 24ページも同じです。A、B、C、Dと頭に入れてください。

○教育総務課係長（高橋博喜） 補足ですが、きょうお渡ししたこの評価の報告書は、ここにもありますとおり初稿版です。まずその根拠を、先ほど1ページにありましたけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、これの第27条の第2項にこの点検評価を行うに当たっては教育に関する学識経験を有する者の知見の活用を図るものとするということがあります。今後、協議いただいた報告書、これを原案としまして評価委員会を3回程度行うのですが、そこで有識者の知見を諮るということで評価委員会を開催します。そこでなおさら議論を重ねて、最終的には報告ということで、あとは議会に提案した後公表という形に持っていきます。きょうのは、評価委員会をする前の原案というふうになりますので、よろしくをお願いします。

○委員長（佐々木勝男君） ただいま御説明いただいたとおりでございます。ご質問、ご意見ございましたら。どうぞ。

○3番委員（後藤眞琴君） これは、きょうこれでいいかどうか判断してくださいということなのででしょうか。

○教育総務課係長（高橋博喜君） 評価委員会はこれからなるのですけれども、その原案としては、内容はこのような形のものを評価委員会のほうに提案するというか、そういう意味であります。

○3番委員（後藤眞琴君） その提案を、きょう承認してくださいということですか。

○教育長（佐々木賢治君） 今の質問ですが、それに対する回答ですけれども、きょうこれを初

めて見てもらったので、こういった形でこれから評価委員さんにそれをさらに見ていただいて協議しますと。それで、教育委員さんにはお目通しをいただいて、ここはどうなのだというところを、今すぐに質問というのは大変難しいかと思います。事務局のほうに、ここの部分はちょっとよくわからないとか、もしあったら電話等でも結構です。そして、この資料をもとにこの前、提案申しあげました3名の評価委員さんがいますね、この方々で会議を開いて、評価委員の立場でこれを見ていただいて、意見をいただいて、そしてまとまったものをまた教育委員会で、そのときはこれでいいでしょうかと提案申しあげますので、きょうはまず中身をみて頂きたいということ、入り口の段階だと考えていただきたい思います。

○3番委員（後藤眞琴君） わかりました。僕もこれを初めて読んでいますから、今初めてで、実際教育委員会がどんなことをしているのか、これをよく見ないとわからないことがいっぱいあります。読んで、いま教育長さんのお話にありましたが、教育長さんのほうに連絡したいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（佐々木勝男君） ただいま提案いただきましたことについては、あとは質問などございませんか。

○教育長（佐々木賢治君） なお、私も事務局で申しわけないのですが、学校の評価で特に施設設備に関してCという評価、指摘いただいた内容をもうちょっと現場と連絡をとり合って、こちらで精いっぱい一生懸命これをやっているのですけれども、根拠は何なのか。昨年度もちょっと反省として出まして、教育委員会に諮ったのですが、このCという根拠はどうかと。やはりこちらとしても説明をきちっといただいて、実はこういう学校での課題といたしますか、Cはこういうことで評価したのだということを確認させていただきたいと思います。特に設備関係です。教育委員会として審議していただきたい。

○委員長（佐々木勝男君） 補足説明がございました。よろしいでしょうか。

（「ありません」の声あり）

では、ご異議なしということでございますので、美里町教育委員会の点検及び評価については、この案の形式で承認の方は挙手をお願いします。

○教育長（佐々木賢治君） まだ承認ではないです。

○3番委員（後藤眞琴君） 委員長、その条件をつけて、先ほども申しあげましたように、僕は初めてこれをこれから読むわけですけれども、それでいろいろな意見が生じたら教育長さんに連絡をして、その上で評価委員さんに原案として出すということの条件つきで、認めたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（佐々木勝男君） それでは、美里町教育委員会の点検及び評価については、いま協議いただいたことをもとにして、さらに学識経験を有する者の知見ということが入って、その報告書ができ上がるということになりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

協議事項 日程第14 美里町学校教育環境整備方針について

○委員長（佐々木勝男君） それでは次、日程第14 美里町学校教育環境整備方針について、事務局のほうから提案説明をお願いします。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） それでは、時間も相当過ぎておりますので、きょうは簡単に済ませたいと思います。

午前中に委員さん方とともに4つの学校を見させていただきました。美里町で一番新しい小学校から美里町で一番古い中学校まで、いろいろと見させていただいたところです。なかなか事務所の机の上で議論するのはまた違って、一度そういった学校の現状なり現場の声を聞いていただきました。これを踏まえまして、来月以降本格的にその整備方針につきまして話し合いをしていきたいと思っております。来月からはさほど議案も議題も多くないのではないかと思いますので、こちらのほうの審議に当たっていききたいと思っておりますので、きょうはあくまでもその視察をしていただいた部分を皆様からメモでもしていただきまして、来月にはそういった意見の交換をしていきたいと考えておりますので、そのようにお考えいただきたいと思っております。

○委員長（佐々木勝男君） 本日視察した内容については、それぞれの委員からは次回以降というところで結構ですね。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） はい。

○委員長（佐々木勝男君） それでは、日程第14の美里町学校教育環境整備方針については継続ということで、次回以降に資料に基づいて行う、協議を進めるということにしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

協議事項 日程第15 基礎学力・いじめ等について

○委員長（佐々木勝男君） 日程第15、基礎学力・いじめ等について、これについても説明をお願いします。

○学校教育専門指導員（佐々木勝基君） 一応前回学力向上委員会のときに各学校から出してもらった資料がありますので、それを配っていただきました。委員さん方には確実にあとでご覧

いただいて、この学校ではこういう取り組みをやっていますよと、認識いただきたいと思えます。

○3番委員（後藤眞琴君） どうもありがとうございます。

○委員長（佐々木勝男君） ただいま配付いただきました今年度の学力向上の具体の取り組みについて、それぞれの学校のことが記述されております。これを本日資料として配付になりましたので、ごらんいただいて、継続協議ということになっておりますので、次回以降で協議したいと思えますのでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

では、そのようにさせていただきます。

その他 日程第16 敬老式の出席者について

その他 日程第17 中学校総合体育大会新人戦の出席者について

その他 日程第18 幼稚園運動会の出席者について

○委員長（佐々木勝男君） 次に、その他日程第16、敬老式の出席者について説明いただきたいと思えます。

○教育長（佐々木賢治君） ちょっとお願いがあるのですが。

○委員長（佐々木勝男君） はい、どうぞ。

○教育長（佐々木賢治君） 出席者調整については、日程16、17、18と一括でいかがでしょうか。寒河江補佐、一括で説明できますね。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） はい。

○委員長（佐々木勝男君） 日程第16、17、18について一括して事務局のほうから説明いただきたいと思えます。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） それでは、その他になりまして、敬老式、あとは中学校総合体育大会新人戦、幼稚園運動会の資料をお配りさせていただいております。

まず、敬老式につきましては、網かけがかかっている平成26年というところを見ていただきたいと思えます。ことしのメイン会場が青生小学校でございますので、メイン会場には教育長に出席いただきたいと。委員長については中央コミュニティセンター、成澤委員には南郷体育館、あとは後藤委員には中塚コミュニティセンターでご出席いただきたいというのが事務局の案でございます。

続きまして、9月20日に行われます中学校の総合体育大会でございます。こちらについても、

野球については委員長。あとはソフトテニス、これは牛飼テニスコートで行われますが、これには後藤委員。あとバスケットボールは南郷体育館で行われますが、これには成澤委員。サッカー、これは小牛田中学校で行われますが、これは教育長にお願いしたいという案でございます。

それで、最後のページが幼稚園の出席の調整でございます。9月27日土曜日に行われますが、こごた幼稚園には委員長と後藤委員、ふどうどう幼稚園には成澤委員、なんごう幼稚園には教育長にお願いしたいと考えております。

なお、幼稚園につきましては、こごた幼稚園は雨天でも実行です。雨天の場合はトレーニングセンターで行います。ふどうどう幼稚園も雨天でも行います。雨天の場合は屋内軽運動場で行います。なんごう幼稚園のみ雨天時は順延ですので28日になるということでございます。

事務局のほうでこのような調整案をお示しさせていただきましたが、委員の皆様方のご出席につきまして協力いただきたいと考えております。以上でございます。

○3番委員（後藤眞琴君） 委員長、確認です。例えば敬老式はどのような内容ですか。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 済みません、よろしいでしょうか。

敬老式につきましては、来賓として紹介がありますので、その際起立していただきまして皆様方のほうに顔を見せていただく程度でよろしいかと思っております。特段、祝辞等はございません。あとは、新人戦の開会式でございます。これについても、来賓として出席していただくだけでございます。祝辞はございません。同じように、幼稚園も祝辞等はございません。

済みません、内容をお話ししないで申しわけございませんでした。

○3番委員（後藤眞琴君） 安心しました。

○委員長（佐々木勝男君） ただいま、3件について説明いただきました一覧表に記載されているとおりに出席いただくということでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

では、一覧表のとおりということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） よろしくお願ひします。なお、敬老式につきましては、皆様方の同意をいただいた上で、健康福祉課のほうから郵送にて案内状が届く予定でございますので、そのようにお考へいただきたいと思ひます。

その他 日程第19 平成26年9月教育委員会定例会の開催日について

○委員長（佐々木勝男君） それでは、次の日程第19、平成26年9月教育委員会定例会の開催日

について、事務局の案として説明いただくとありがたいと思います。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） それでは、9月定例会の日程を調整させていただきたい
と思います。

先ほど、行事予定でも申し上げましたが、9月定例会が9月2日から24日まで開催される予
定でございます。24日までといっても25日に及ぶことも考えられますので、25日まではなかな
か教育委員会のほうは定例会を開催できないかと思っております。

ですので、26日金曜日、それとも29日月曜日、30日火曜日の3日間になりますが、その中で
定例会の日程を決めていただければありがたいかと思っております。なお、事務局の案としま
しては、26日金曜日の午後からさせていただけたら大変ありがたいかと思っている次第でござ
います。よろしくご協議お願いしたいと思います。

○委員長（佐々木勝男君） 定例会の開催日ということで、9月26日、あるいは29日、あるいは
30日ということで、中でも26日の午後1時半ということでお願いしたいということで、委員の
皆さん方のご都合はいかがでしょうか。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○委員長（佐々木勝男君） それでは、26日金曜日午後1時半。場所については。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 場所につきましては、今回と同じ近代文学館というこ
とで予定させていただいてよろしいでしょうか。その理由につきましては、9月議会定例会にお
きまして、教育委員1名の欠員分につきまして人事の案件が出る予定でございます。これは町
長が提出するものでございますのであくまでも予定でございますが、定例会が終われば新しい
委員さんをお迎えした上での定例会を開催できるのかなと思っておりますので、そのように予
定させていただきたいと思っております。

○委員長（佐々木勝男君） ただいま説明いただいたとおりでございますので、よろしくお願
いしたいと思います。

では、9月26日金曜日、午後1時半、近代文学館ということになりますので、よろしくお願
いします。

【追加議事】 その他 日程第2 教育委員会職員の人事異動について

○委員長（佐々木勝男君） 次、追加日程がございます。その他の追加議事日程第2、教育委員
会職員の人事異動について説明をいただきます。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） それでは、教育委員会の職員の人事異動についてご

説明いたします。

本来であれば、7月の教育委員会定例会で報告しなければならなかったのですが、8月1日に人事異動がございまして、教育総務課の技術主幹の高田昭子がまちづくり推進課農村環境改善センターに異動になりましたので、報告申し上げます。

また、南郷学校給食センター長、これまで寒河江課長補佐がセンター長になっておりましたけれども、やはり管理職が当たるべきということで9月1日からは私がセンター長ということでご了承をお願いしたいと思います。以上です。

○委員長（佐々木勝男君） センター長は課長さんですね。

それでは、人事異動についてのお知らせがございました。よろしくお願ひしたいと思います。

本日の議事日程につきましては以上でございますが、追加はございませんか。

○教育総務課長補佐（今野正祐君） 1件報告があります。

○委員長（佐々木勝男君） お願いします。

○教育総務課長補佐（今野正祐君） 私のほうから委員皆様のほうに1点だけ報告させていただきます。

実はことしの6月3日と23日において行政文書の開示請求がありました。内容は、私が携わっておりました教育施設浄化槽の保守点検業務、委託業務ですけれども、その業務に関する発注設計図書、それと業務管理をした際に提出させます業務履行完成図書、業者が提出してくるものですけれども、それを3カ年にさかのぼって全部開示してくださいという請求でございました。一応内容を全部精査いたしまして、あるものにつきましては開示。ただし、ないものにつきましては不存在というような内容で依頼した方にはお返事を申し上げます。

ただし、その結果相手方からは、「この書類がないというのはおかしいだろう」ということで、7月23日に異議申し立てを受けております。それで、その異議申し立てを受けますと、美里町の情報公開条例第16条の第1項に基づきまして、これは美里町の情報公開審査会のほうに諮問をしなければなりませんので、教育委員会として8月4日付美里町情報公開審査会会長宛てに異議申し立てについて諮問をいたしております。

初回の審査会を来週の火曜日26日に開催するので、担当者の説明を求められております。今後、この審査会のほうでいろいろと審議されまして、その結果につきまして答申されるものというふうに思いますが、その経過については逐次報告したいと思います。まず経過説明ということで本日説明させていただきました。以上でございます。

○委員長（佐々木勝男君） ご質問、どうぞ。

○3番委員（後藤眞琴君） なぜなくなったのですか。何でないのですか。

○教育総務課長補佐（今野正祐君） ないのです。業者から言わせれば、これがないのはおかしいだろうということなのですけれども、確かに過去数年にさかのぼってございましたけれども、この書類なしで今まで私どものほうで履行確認してきたというのが現実にあります。例えば、よく言われる写真です。写真の添付。写真がなくても現況確認して履行確認するという手法はございますし、あとは汚泥のくみ取り数量にかかわる部分の書類ということでございました。

ただ、手前どものほうとしては、あるものはあるとして開示し、ないものはない。これはどこにも隠し立てはしておりません。ただし、今後においては、やはり本来なくてはならないものというふうな考え方からすれば、それは今後の業務の履行の仕方についても改善はしていかなければならないというふうに思いますが、今回の情報開示請求につきましては、あるものは開示、ないものは本当はないとして回答した結果、今回の異議申し立てを受けたという次第でございます。

○3番委員（後藤眞琴君） 僕は情報公開審査会委員をしていたものですから。受け取った記憶がないのですか。

○教育総務課長補佐（今野正祐君） いや、そもそもないのです。

○3番委員（後藤眞琴君） 受け取った記憶もなく、それを受け取ったとかそれも全然ないですか。

○教育総務課長補佐（今野正祐君） ないです。

○3番委員（後藤眞琴君） 受け取ったかどうかもわからない状態ですか。

○教育総務課長補佐（今野正祐君） いや、そもそも受け取っていないのです。受け取っていないというのは、提出させていないということです。

○2番委員（成澤明子君） あるべきものがないのではないかと。

○教育総務課長補佐（今野正祐君） あるべきものがなくして、履行確認しているのでないかということ。状況報告ということでさせていただきました。

○委員長（佐々木勝男君） 報告ということでいただきました。

では、以上で平成26年8月教育委員会定例会を終了させていただきます。

ご協力ありがとうございました。

午後 6時 閉会

上記会議の経過は、事務局教育総務課長補佐 寒河江 克哉の調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成26年10月31日

委員長

署名委員

署名委員